

第九回国会 通商産業委員會議録 第十一号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事阿左美廣治君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君

理事今澄 勇君

小川 平二君

高木吉之助君

中村 純一君

南 好雄君

加藤 謙造君

砂間 一良君

出席國務大臣

通商産業大臣 横尾 龍君

出席府委員

通商産業政務次官 首藤 新八君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

委員外の出席者

大藏事務官 長谷井輝夫君

通商産業事務官 (中小企業庁長官 興部金蔵君)

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

本日

の会議に付した事件

中小企業信用保険法案(内閣提出第四一号)

○小金委員長

ただいまから会議を開きます。

理事会において決定いたしました通り、昨日本委員会に付託され、提案理由の説明を聴取いたしました中小企業信用保険法案について審査を進めま

す。これより質疑を許します。福田一君

○福田(一)委員 本法案の提案理由の説明を伺ったのでありますが、実を言ふと、この法案について私は三點ばかり注意やら、質問やらしてみたいと思ふことがあります。

まず第一は、この法案は、私たちは今国会の劈頭に提出されるほど非常に重要な法案だと思つておるのであります。ところが会期もきようで終るといふ日になつて、きのうようやく国会に提出されたといふことは、金融の逼迫しておる事情、特に中小企業が非常に金繰りで困つておるといふ面から見

て、政府としては非常に怠慢ではなかつたかといふことを思うものであります。なぜこの法案がこのようにおそく会期切迫したときに提案されることになつたかといふ点を、ここで明らかにしておいていただきたいと思います。

私たちは長い間の問題は、ぜひ実現しなければならぬと思つて、第七国会、第八国会とも、この法案が出ることを希望しておつたにもかかわらず、ようやく今日に至つて提案されるようになったのは、何か特殊の事情があつたのかといふ点を、ここではつきりしておいていただきたい。まずその点をお伺いします。

○小笠政府委員 お答えいたします。結論的に申し上げますと、私たちの努力が足りなかつたといふことにならうかと思つております。ただその間に、当初の計画といつたしまして

は、公法人のような基金制度をつくりまして、それにこれをやらせるといふふうな考え方で進んで参つたのであります。途中から特別会計の制度の方がよりよいであろうといふことに考え

がかわりまして、案の練り直しをするといふふうなことで、時間がかつたといふ事情でありまして、いづれにいたしまして、案の重要性にかんがみまして、非常に提案の時期が遅れましたことについては、申訳なく存じておる次第であります。

○福田(一)委員 そういふ事情があつたとすれば、これをまた追究してみても、何ら金融を緩和することにもならないし、むしろこれは早く通すべき法案と思つておきますので、その点は一応了承いたしておきます。

そこで次にお伺いしたいことは、この法案によりまして、国家において保証をいたしますので、ある程度の金融の緩和ができると思つて、来年の一月一日から月額十二億円といふこと

であります。一体今のような金融の逼迫しておる情勢のもとに、わずか十二億程度の金を出しただけで、中小企業の今の困難な状態が緩和され、あるいは救済ができると思つておられるのかどうか。私たちとしては、最少限

五十億程度の貸出しをしてもらふといふことでなければ、とうてい今の金融難の打開または中小企業の更生はできないと考へておるのであります。金額を十二億円とされたのは、どういふ点に理由があるのか。また今後この

額は来国会あるいは来るべきその他の機会において、もつと増額する意思があるかといふ点を明らかにしていただきたいと思ふ。

○小笠政府委員 月額十二億円にいたしましたのは、実はとりあえず基金といたしまして、本年度、来年度を通じて十五億といふふうなことに予定をいたしておきます。十五億を中心

にいたしまして考えましたときに、すなわちこの保険制度によつて生ずることあるべき損失額の予想等の関係からい

たしますと、十二億見当に相なるのであります。もちろんこれは一つの見通しでありまして、正確なものではございませんが、一応の見通しとして、さういふふうな数字が出るのであります。

そこでとりあえずのところ一億十二億見当からスタートして行きたい。実施の状況に応じて、すなわち本制度がこれによりまして独立採算をとるべき建前になつておりますので、その実施の状況によりまして順次加えて行きたいと考へておるのであります。なお

法案の第三條第三項にも規定しておりますように、貸付総額を国会の決定によつて毎年度きめて行きたいと、実は考へておるのであります。いわゆる国会の最高意思によつて、中小企業の現状、また採算の関係等を御判断願つて、そこできめて行つていただくといふことにいたしておるのであります。

さしたりのところは、本年度の分といたしまして、月当り十二億見当を予定いたしました。こゝういふような事情

でございまして、この程度の額で、今日窮迫しておる中小企業金融が案になるかといふ問題につきましては、これだけ困難を一挙に解決するといふことはむづかしいと思つております。ただこの制度がねらつておりますように、現在の中小企業の金融の問題のうち

で、長期の金と短期の金にわけまして、短期の金と短期の金にわけまして、すでに各都道府県あるいは大きな都市等において、信用保証協会といふふうな制度が活発に動いておるのであります。その制度によつて相当短期資金は保証されておるわけでありまして、この制度は今日最も困難な六箇月以上の事業資金といふものに対して保険をやつて行くといふことにいたしておるのであります。

また、この制度によつて中小企業への長期資金の円滑化をはかりたいといふふうな考え方であるのであります。従いまして、この制度によつて少くとも長期の運転資金あるいは設備資金が、従来よりは楽になるということが期待されると考へるのであります。

第三点のお尋ねの、将来これを増額する意思があるかどうかといふ点は、最初に申し上げましたように、貸付総額は法案の示しております通りに、国会の最高決定によつて行きたい。従いましてそこに十分に実情に沿つた御決定が願えるのではないかと、こゝうに考へておるわけでありまして、

○福田(一)委員 ただいま国会の決定によつて額をきめると仰せられました

が、その国会が決定するというものは、国会がみずからの創意によつて提案し、できることがあるのか、あるいはまた政府より何らかの、大體今度はこのくらいの額ではどうかということを提示されて、これに基いて国会が審議するということになるのか、これはいづれにせよ。

○小笠政府委員 方法の問題といひましては、いづれの方法でもさしつかへはないと思つておりますが、実際の扱い方といひましては、行政府といたしましては、一応の目安を出す。そうして国会の御審議を願うというところが通常の形にならうかと考えます。

○福田(一)委員 その場合の予算、いわゆる國家において損失を補償する補償額は、大蔵省の予算が当然伴つて来るものだと考へるのでありますが、そういう面も國會において大蔵省と交渉することになりますか。あるいはまた中小企業庁その他通商産業関係においてこれをきめられるということになるのか、その点をお聞きしておきます。

○小笠政府委員 本制度の運用は、別途大蔵委員会で御審議を願つておりますように、特別会計制度によつて、一般会計を切離して運営して行くという建前になつておるのであります。この特別会計法に基きまして、この会計の收支の予想、あるいは過去のものにつきましましては收支の決算というものを、すべて国会で御審議を願うことになつておるのであります。従ひましてこの制度の運用に關します計数的な問題は、あらかじめ大蔵省と私ども中小企業庁と相談の上で政府案をきめまして、そうして國會に御審議を願うということになるかと思ひます。

○福田(一)委員 ただいまのお話だと、やはり國會でわれ／＼がかつてにやれるというわけでもないもので、結局は、あなたの方で一応はそういうことを調査されることになるのであります。これはどちらからやつてもできないことでもありませんから、そこはかまひませんが、そこでもう一つ法案の内容で、運用の面で一番大事なところだと思はれるのは、第八條によりまして、当該貸付金債権の効力及び担保として金融機關が有して一切の権利は國家が引継ぐのだというところが書いてあります。そしてその前の條文及びその後の條文でも担保のことが書いてあります。それが、実を言つて今までの金融がうまく行かないといふのは、どこに理由があるかといへば、銀行は人の金を預かつてそれを貸し出すのだから、信用のない人に金を貸してこれが損失になつた場合には、一部の國民を救うために他の國民にたいへんな損害をかけるからこれができないのだといふこの原則を振りかざして、いつも金は貸してくれないということになつてゐる。ところが中小企業といふようなものは、どちらかといへば担保力というものはあまりないのであります。また非常に困つてゐるような人はいくつか証人がつく道理もないのであります。ところが、そういう面から見ると金融といふものが、こういう中小企業の人たちには非常に恵まれておらないという状況にある。ところが本法案は、この中小企業の金融難を打開するといふ目的で立案されてゐるのでありますからして、担保とか保証人といふようなものは、なるべく今までのような強い担保力あ

るいは保証人制度といふようなものがないようにすることによつて、私は初めて本法の目的を達することができると思ふ。もし担保とか保証人といふようなものが必要だといふことになりますと、割合に資産内容のいい人は救われやすいのであります。むしろ今救わなければならぬのは、まじめに仕事をしておつてもなかなかこの金融難のために仕事ができないといふような人である。こういう人こそ第一に救つなければならぬといふことに相なつてゐると思ふのに、この法案にこういうような担保のことがなかつたといふといふことは、立法の方針としてどこにどういふねらいをつけて、こういうような担保のことを書いておられるのか、この点をひとつ明らかにしたい。たださういふと思ひます。

○小笠政府委員 ただいまお話の担保の問題でございますが、この制度のねらいは、御指摘の通りにもつぱら中小企業の担保力、信用力を補強するといふことをねらいにいたしてゐるのであります。同時に他面におきまして、いわゆる金融はコンマーシャル・ベースの上になつて金融されるということとを否定してゐるものではないのであります。コンマーシャル・ベースの上に立つて金融がされてそれだけで行くと、中小企業のような担保力の少ないもの、信用力の薄弱なものに対しては金融の疎通を欠きやすいのであります。から、その弱点を補強するといふねらいであります。すなわち言葉をかえて申しますと、具体的に銀行が中小企業者に金を貸す場合に、担保力をとらなくていい、あるいはとりなさいといふようなことを本法ははつきり指示せず

に、いわゆる通常の金融の形において、すなわち金融機關の判断においてあるいは担保をとり、あるいは保証人の保証を求めるといふことがあると思ふのであります。ただそれだけでもなかなか借りにくいといふのが現状であります。で、本制度はそういう實際上の取引の上にさらに貸付元本の七五％だけはこの保險制度を利用することによつて回收を確実にしてやろうといふねらいであるのであります。すなわち通常の取引における担保とか、そういう取引條件に加ふるにこの制度によつて國家が貸付元本の七五％を保証するといふことであるのであります。従ひまして實際問題といひまして、七五％がはつきり國の制度によつて保險されるのでありますから、實際上従来のような担保あるいは保証人の保証力といふことのみによつて金を貸すか貸さぬかをきめて行くということが非常に緩和されて来ると思ふのであります。この第八條におきまして規定してゐるのは、以上申し上げましたような考え方が返落期になつて回收未済ができて来たときに、政府はまずその保險金の請求がありましたとき七五％を支拂う、あとの二五％につきましては、銀行の持つておつた債權關係を代位して引継ぐといふことになるのであります。その際に銀行と借人の間に保証の問題とかあるいは担保があつたとかいふ場合には、その担保權を政府が代位して行くといふことを規定してゐるのであります。すなわち銀行と債務者との間の權利義務の關係を一切代位して引継いで行くことをここに

規定してゐるのであります。担保の問題は貸出しのときにおける考え方からある場合には引継いで行く、そうすることによつてこの會計は、極力國庫の損失を少くして行くといふような意味においてこの八條を規定したわけでありまして、以上のような次第であります。非常にこの制度が健全金融といふか、その線と國家保証といふ線の調和点をねらつたところにありますので、さう御了承願ひたいと存する次第であります。

○福田(一)委員 ただいまの御説明で一応了承する面があるものであります。が、しかし私が非常に心配すること、いわゆるコンマーシャル・ベースの上に立つて金融といふものが行われるのであるといふことは、わかつてゐる。コンマーシャル・ベースの上に立つて金融を行ふのだという原則が崩れないといふことになつて、國家に対してある特定の銀行は非常に損害をかける銀行が多いといふことになると、その銀行は非常に信用がなくなる。あの銀行はどうか調査が相續して、あの銀行の経営者はどうか頭が悪いといふことになるといふことを言われて、あの銀行の経営者はどうか頭が悪いといふことになるのを恐れて、依然として担保の問題あるいは保証人の問題を従来の通りやるような傾向が起きはしないかといふことを私は非常に恐れるのであります。國家において特別會計をつくつて五億なり十五億なりの金を出すと、いふことは、これはもう中小企業のため、これくらい金が減つても、損失が起きてもしかたがないといふことを一応前提としてやつてゐるのである。私は思ふ。そういうことになれば、この中小企業を助けるという点に重点を

置きまして、貸付もやつてもらわなければならぬ。そういう場合に本法案の施行法とか何とかいうようなもので、法文には今言つたような中小企業を助けるのだという意味が盛り込まれておつても、実際の施行の面では従来のようなむずかしい金融の取扱ひをいじりますと、本法案の効果が大半減殺されてしまふということになりますので、その点はどうかこの法律を施行する場合において特に注意しまして、ほんとうにこの法案によつて中小企業の金融が打開されるように、ぜひそういうような運用の仕方をしてもらうことを強く希望いたします。私は大蔵関係の質問を除いて一応打切ることになります。

○小笠政府委員 ただいまのお話、運用上の御注意の点、私どももそういう点については十分配慮して行きたい、制度の効果が極力上るように努力したいと考えております。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 まつたく会期の切迫した今日において、こういう重大なところの法案を出すということは、非常に私は遺憾に存じております。

簡単に一点だけお尋ねしたいと思うことは、この二十五年度において三十六億円、大体一箇月十二億円ずつの貸出しというふうなことでありますが、年間百四十四億は別といたしまして、金融機関においてこの二十五年度に三十六億円の貸付を実際にやり得るだけの能力があるかどうか、裏づけがあるかどうかを承りたいと思います。

○首藤政府委員 御承知の通り、今度のこの法案は七五%を政府は保証することになつておりますので、金融機関

といたしましては、いまだかつてないほど安心して融資ができることになつたのであります。従つてこれだけの保証をいたしますことによつて、当然明年三月までに三十六億の融資は案にできるであらうという確信を持つております。

○高橋(清)委員 今の政務次官の御答弁によりますと、案にできるでありまして、そうしたことであるが、当局は責任をもつてこれは必ず出すというだけの確信と責任を持たれるかどうか、もう一度だめを押しておきます。

○首藤政府委員 一にかかつてこれは金融機関の認識によるものであります。今日までの非常不安の多い融資と違ひまして、これだけの保証がある以上は、いかに銀行がこの中小企業に対する不安がありましても、この保険法によつて融資する上におきましては、そういう不安は非常に拂拭されるので、現在の金融状況から考えましても必ず融資ができるという確信を持つております。

○高橋(清)委員 よろしゅうございます。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 私はこの信用保険法は究極するところ中小企業者の金融打開の手段として反対する理由はないと思ひます。しかしながらいよいよ会期もあと一日というところでこういう法案が出て、しかもこの審議に最も重大な關係を持つ大蔵省の局長その他の責任者がこれに出席しないという段階においてこれを審議しなければならぬということについては、政府もひとつ大いに反省してもらいたいが、委員長において十分ひとつその間のことを御勘案

願つて、今後御注意を願いたいと思ひます。

まず第一番にこの中小企業の保険法を審議するに當つて、自由主義経済と中小企業の振興対策については根本的な矛盾撞着を持つておるので、その両立しない根本的なこの矛盾撞着の上にこういう保険法をつくりながら中小企業を救つて行こうという考え方には、確かに一片の良心は認められるけれども、この間の矛盾に思ふ大きな問題の解決にはならないと思ふ。現に政府は先般の行政機構改革の意見の中に、中小企業庁は内局ということに行政機構審議會で廣川さんから発表になつておる。この中小企業庁の内局問題は、少くとも今後交渉があるであらうが、私は通商産業省の責任者に伺いたい。中小企業庁をあつた答申案のごとく強烈に内局にしたいという外部の條件が逼迫して来ても、あなたは断じて中小企業庁を守り抜かれる所存があるか、しかしして中小企業庁が将来どういふふうになつて行くかという見通しについてあなた御見解を承りたい。もし中小企業庁が内局になるということになると、中小企業庁の長官としても長期にわたる見通しの上に立つて責任ある中小企業救済の策は考えられない。まずこの保険法の審議に先立つて、中小企業庁そのものの将来について、次官から明確な答弁を得たいと思ひます。

○首藤政府委員 自由経済下におきまして、中小企業の育成がいかに重要性を持つことかということは、私も今澄委員と同じ考えを持つておるのであります。しかもこの指導の当然の責任者である中小企業庁の責任もまた当然重大であります。従つて今次の機構改革に

対しまして、中小企業庁が内局となるという行政官理の構想に對しましては、通商産業省といたしましては全面的に反対して參つておるのであります。今後でもできるだけこの方針を貫徹したいというふうな考えでありまして、すけれども、これは政府の方針でありますから、最終的にどういふふうな決定するかということは、この際にはつきり言明しにくいのであります。かりに最悪の場合これが内局となりまして、この中小企業の指導育成の面におきましては、万遺憾なき処置を講じたというだけではつきりこの際申し上げておきたいと思ひます。しかしながらそれにしてもやはりこの内局よりはるかに強力な機關を置くことが、全面的な中小企業の指導育成に相當大きな効果があるという点は、今澄委員と同じ意見を持つておりますので、今後極力その面で善処したいと考えております。

○今澄委員 私は今の次官の御答弁はまことに弱々しい限りだと思ひます。少くともこういう法案を出して、中小企業者を守るという政府の建前から行くならば、これが内局になるというやうな問題については、断じて通産省としては闘うという氣風があつて、この席上において中小企業庁は現状のまま、ないしこれを将来広げて行くというくらいは答弁を期待しておつたが、非常に不満足である。かつそのやうな心組みでは、この信用保険法の運用の上においても、現在の通産省として十分中小企業者の金融難打開の万全は期せられないと思ひます。将来中小企業庁があくまで内局にならないで、日本の中小企業者のために、大産業並

びに金融機關その他に對する力を持ちながら運営されるように私は要望をいたしておきます。

第二点は商工中金であります。この法律案によると、日銀、興業銀行その他を使われないで、商工中金にこれがまかされております。私は何ゆゑに日銀、興業等の銀行をたよらないで商工中金を指定したかという点で、現在の商工中金について一体どのような考えを持つておられるかという点について伺いたい。商工中金は、その資本金においても、役員構成の上においても、貸出しの面においても、地方においても、商工中金の窓口の部面においても、商工中金と信用協同組合等との關係は、農林中金と農業協同組合等との關係とは実に異なつたものである。農林省が農林中金に對する關係と通産省が商工中金に對する關係とはこれも違つてゐる。私は通産省はこの商工中金というものに対しては、今の状態で満足せられてゐるというのではないと思ふ。私はまずこれらの商工中金の現状に對する皆さんの御批判と、それから将来商工中金を一体どのようにするか、当面余裕がないから、この法律をこのまま通すとしても、少くとも商工中金というものをどうにかして改めて行かなければならないということについては、皆さん方にも御意見があると思ひますが、次官並びに長官の御答弁を承りたい。

○首藤政府委員 今度の金融に對しまして、商工中金に依存することにいたしましたのは、御承知の通り今日まで商工中金が主として中小企業の金融をあずかつてゐる点に重点を置いて一応そういうことにいたしましたのであります。

す。しからば商工中金の今日までのあり方並びに現状がいかんといひますと、決していいとはいへないといひます。特にこの商工中金の支店、出張所がいまだ全国的でない、またそういう機関の設置してない所さへ相当あるものであります。真に全国的な中小企業金融機関としては非常に不備な点が多々あると存じているのであります。さらにまた事務の能率におきまして、これまた他の一般金融機関に比較いたしまして、非常にスローであるという点にもまた遺憾の点がありますので、今日まで再三商工中金に對しましては、急速に全国各府県に支店、出張所を設置すること、並びに事務をできるだけスピードにやるような態勢を整えること、この二つの條件を強く申入れをいたしまして、その実現を待つてゐるのであります。商工中金といたしましては、御承知の通り昨年来からよく大口の融資ができることになつたのであります。従つてその職員の採用あるいは訓練という面に多少時間がかかつておつたのであります。しかしながら最近それらの点も大体準備が完了いたしましたので、今日まで支店あるいは出張所の開設の準備をいたしております。ことに、事務の点におきましては相当改善する状態に相なつて参つたのであります。しかしよく、今度の信用保険法を実施いたしました。巨額な融資、しかも急速を要するところの融資をやります上におきましては、なお格段の業務態勢を改善しなければならぬといふことは十二分に痛感いたしてゐるのであります。従つてその面につきまして

は、今後とも嚴重に申し入れをいたしまして、御期待に沿うような態勢をいたし、もつてこの信用保険におけるところの金融の全きを期したいと考えてゐるのであります。

○小笠原政府委員 商工中金にきめました理由並びに商工中金の現状をどう見ているかといふ二つのお尋ねでございますが、今政務次官からお話申し上げたようなことと同じ考え方であり、また事務的に申し上げますと、まず商工中金にきめました理由は、日本銀行といふものをまず一応考えたのであります。日本銀行の支店は、支店網といつたしましてはまだ必ずしも十分でないといふことが一つ、それから日本銀行自体の業務が非常に繁忙であるので、こういうふうな仕事の受託事務をやることの余裕がない、こういう事情でありました。興業銀行につきましても、特に店舗の敷設その他が比較的少ないのと、興業銀行が本来の特殊銀行から普通銀行にかつて参つておりました。他の銀行との関係もありまして、必ずしも適當でないという事情からこの二つを選ばなかつたのであります。そこで商工中金はただいま四十六府県の中三十九府県に支店、出張所がございまして、順次中小企業金融に對する専門的な一つの金融機関として活躍をいたしておりますので、これに事務を委託することが、事務の遂行上比較的便利ではないかと考えたのであります。もちろん今出張所のない所は、次官から申し上げましたように早急にこれを拡充して行きたいといふ方向に参つてゐるわけであり、特に地方におきまします中小企業に對する資金問題といふふうなことを考えますと、地方銀行とのつながりをするだけ迅速にやれるといふふうな意味におきまして、できるだけ各府県に支所あるいは出張所の機関があることが適當であるといふ趣旨で、商工中金にきめたわけであり、特に商工中金が商工中金法によりまして特殊の半政府機関でもありますので、そういうふうにいたしたわけであり、

それから第二点の問題、すなわち商工中金をどう見ているかといふ問題につきましましては、いろいろ見方があると思つてゐますが、商工中金の今まで歩んで参りましたあとを考へてみますと、本年の三月に金融機関の再建整備法で新しくかわつたのであります。が、本年三月の決算におきまして貸出し総額は三十五億でありました。ところが十月の末には八十億を突破するに突破いたしました。毎月十億余の貸付の純増を見せておるといふような状況であるのであります。この年度末におきましても、すでに御承知のように二十億ぐらゐの純増をやつて行きたいといふような方向でいたしておるのであります。それにかかわりませぬ、一方職員は六百数十人でこれを運営いたしておるといふような状況であります。そこには手不足といふような点からいへば、問題が出て参つておりました。御迷惑をかけておるといふような点があるように考へておるのであります。そこで商工中金といたしましては、今申し上げましたような事情で順次中小企業の専門的な金融機関として発達して参つておるのであります。この機能を公正に發揮させるような方向に今後ぜひ持つて行かなければならぬ。特に資金量をさらに相當ふや

して行く必要があるのではないかと、いふふうな考へておるのであります。もう一つの問題は、さらに商工中金の問題といたしまして、いろいろ制度上の問題があると思つてゐます。いわゆる組合金融を中心としたものであるが、これではいろいろ点で不便がある。いわゆる組合の組合員に對する貸付の道を開くといふ問題であります。その他若干の制度上の改革に關するお話は伺つておるのであります。私もその点につきましては十分に考へまして、今後研究をいたしまして、できるだけ中小企業の専門的な金融機関として有て行きたいといふような事情にあるのであります。皆様の御指導も仰ぎつつ、公正な一つの金融機関に持つて行く、こういうふうには考へておるわけであり、

○今澤委員 それでは今いろいろ御答弁がございましたが、今の政務次官並びに長官の御答弁で、商工中金の現在のあり方に満足するものではない、商工中金の機構の上においても、その他資金源の上においてもいろいろ改善すべき点が多々あるといふ答弁は私も同感であります。そこで私の御質問は金融機関との間に非常な協調を欠くような事態をかもすおそれはないかどうか、もしそういうふうなおそれがある場合には、現在の商工中金の力をもつてしてはその運営の上に非常に遺憾な面が出て来るが、これは一体どういふふうな処置されるか、これについては大蔵省の方の意見も伺いたい。それから第二点は、これは大臣に伺つたいが、今の次官、局長の答弁によると、商工中金に改正すべきものが多

ある。商工中金の機構の上においても、あるいは商工中金の役員の上においても、あるいは資金源の上においても、あるいは人員の問題についても、支店の設置の問題についても、いろいろ問題があるのではないかと、こ

れらの問題を、具体的に言つて来る。通常国会に商工中金の改正法律案を出して、急速にこの信用保険法を商工中金にやらせる代償としての、商工中金の改革の意思があるかないか。

第三点は、大蔵省の方に聞きますが、さつき高橋委員から質問をした三十六億の財源が、銀行に余力があるかどうかといふことは重大なポイントでありまして、これに對して簡単にその財源はよろしいといふような政務次官の御答弁であつたが、通商政務次官の御答弁では何らの役に立たない。私は大蔵當局が現在の銀行の金繰りを見て、この三十六億の財源に余裕があるかどうか、ひとつ具体的な数字をあげての説明を伺いたい。

さらにそれに引續いて、今度ドッジ氏と大蔵大臣が折衝をして、金融債券を預金部に引受けしめることになつたが、これは中小企業金融にも大きな影響を及ぼします。私は事務当局においてできる限り詳細に、この金融債券を預金部で引受けるに對して、今後どういふふうになされる気持であるか、これを通商大臣とあわせて大蔵省の方に聞かします。

○横尾國務大臣 よく討究いたしました。善処したいと思ひます。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

また、大蔵省の方に聞かします。さう御了承願ひます。

○小笠政府委員 今の御質問の第一点の本制度の運用にあたりまして、金融機関と受託機関としての商工中金との間に摩擦を生ずるおそれはないか。いわゆるそこを必ずしも調和のとれないような場合が起りしはしないか、こういうお話でございましたが、制度の大体の仕組み並びに委託すべき事務の範囲という点から考えまして、矛盾あるいは利害の衝突、そういうような調和を欠くことは起らないであろうと思っております。万一起つた場合におきましては、政府としてはそれに十分善処して参りたい、こう考えております。

なお第二の点は、ただいま大臣からお話申し上げた通りでございます。

第三の問題は、ちようど銀行局長が大蔵委員会の方に出られておりますが、年度内の三十六億の裏づけはあるかどうかというお話であります。これは建前といたしまして金融機関と、一定期間におきまして、たとえば本法が御協賛を経て、十二月十五日から施行されるという点と、十二月十五日から来年の三月末までの間において、各金融機関においてこの保険をかけながら貸す。いわゆる総額を銀行別にきめることに相なっております。すなわちAの銀行につきましては何千万円、Bの銀行につきましては何億というふうなきめまして、その契約の範囲内において具体的貸付の実効が起つたときは、それを通知することによって保険契約が成立したというふうなことに相なるのであります。通常いわれております継続予定保険のような思想でこの案を組んでいくわけでありまして、そこ

に、この保険制度にかけるかかけないかということとは、当該金融機関のいわゆる自由にかかしてあるわけでありまして、そこで貸付の総額から見ると、それが全部この保険にかかるからかぬかということとはつきりしは申しにくいと思うのであります。資金源として三十六億が用意されるかどうか、こういう問題になります。たとえば商工中金が、先ほど申し上げましたように、本年度の十二月において貸付予定が、すでに御承知の通りに年度末金融といたしまして日本銀行から別に従来よりも四億のわくを広げることによりに相なっております。総額の純増二十億で、毎月大体十億ぐらいの純増がある。そのほかに別に二十億というものを、大体資金の見通しを持つて進めておるわけでありまして、さらに各金融機関の貸付の状況、特に中小企業専門店舗あたりにおきまして貸付の金額の状況というふうなものを見てみますと、この三十六億を三月末までに消化するということとは、もしも全部がこの保険にかかるといふ前提をとりますれば案に行けるのではないかと、逆に少な過ぎるのではないかと、逆を言えば心配いたしておるわけでありまして、

○今遺委員 今いろいろ御説明を聞きましたが、しかし長官の言われているようなそういう状態であるならば、この信用保険法案というものが中小企業者を救う権能は、まるきり僅の涙ほどであるという自問自答に落ちるであらうと思ふ。われわれの目的は法案のささいな条文ではなくて、中小企業の金融難打開の上にどれだけの実効をさせるかということにこの法律のねらいを置かなければならぬ。われらは法律のそ

ういつた条文にとらわれて、しかもそれが足らぬであろうというようなことであらば、中小商工業者は倒れるというところである。どうか長官は少くとも中小商工業者を救うという建前の上に立つて、法律の運用をなさるべきものであるというところをお考え願いたい。そこで政務次官が見えますので、私は先ほど来商工中金の問題について論じたのであります。大臣は商工中金の問題について、また一切の中小企業の問題については、近く考えて相談の上善処するといふ答弁の一点張りであつて、何ら聞く価値がありません。私は首藤政務次官が、中小企業の問題については現在のところそのような無能な大臣のもとにおいて少くとも努力をしておられるという、その熱意だけは買うものであります。来る通常国会において政府は法案を出して、これらの商工中金の現状を改善する意思があるかどうかということをもう一ぺん政務次官に聞きたい。

もう一つは、大蔵当局は説明をしなければならぬ。金融債券の預金部引受け、これが現在の預金部資金運用の上の大きな問題になっております。事務当局しか見えておらぬならば事務当局でいいが、そういう具体的な問題は一体どういうふうなものであるかということ、大蔵省の代表者は申し述べられたい。それがわからぬというところであれば、わかる代表者を私は委員長に要求するから呼んで答弁をさせてもらいたい。

○首藤政府委員 先ほど申し上げましたごとく、現下日本の経済事情において一番大きな欠陥は、中小企業に對するところの金融が非常にうまく行つていない。これをほんとうに円滑にやらなければ日本経済の健全な発達を期待し得ない。そこでどうしても画期的な措置をもつて中小企業の金融を円滑にやりたいという政府の念願から、実はこの法案を提案した次第であります。従つてこの法案の運用上において欠点があり、さらにまたこれだけの法案ではなお金融上に円滑を欠く不備の点ありといふようなことがありまして、たならば、次の国会に對しまして当然修正する法案を出したいと考えておるのであります。

○長谷井説明員 ただいま御質問がございました預金部によりまして金融債の引受けの問題をお答えいたします。ただいまちようど銀行局長が日本輸出銀行法の関係で大蔵委員会へ出ておりますので、代理させていただきます。預金部の関係では現在のところ年度末までに大体余裕金がなりました二百億圓、来年度においては四百億圓出ておりますが、総体で申し上げると、本年度二百億圓程度の余裕があるわけでございます。これに對しまして現在まで銀行等の債券発行等に関する法律に基きまして金融債を発行しておる、銀行におきましては、御承知のように、勧銀、興銀、北拓、金庫は農金、商金と、三つと二つがあります。そのおのの對しまして、現在司令部と折衝の中で、大体見通しとしては一月からそういう金融債を大幅に引受けて参りたい。もし余裕がありますならば、銀行等の債券発行等に関する法律に基きまして金融債を発行する場合はそれも引受けていい。考え方としては、これは金融債と申しますのは割引債券と利付債券がありますが、預金部で引受けるのは利付債券を中心として、三年ないし五年の長期のものを考えて参り

したい、実はかような希望を持つておるわけでありまして、従つて漸次に中小企業の金融に遺憾のないような態勢をどうしても整えなければならぬ。従つてその面からも商工中金の改革につきましては十分考慮いたしまして、そうして欠陥がありますならば次の通常国会に對しまして、これらの修正の法案を提案いたして御協賛を得たいと考えております。

たい。そして利率につきましても、大體現在発行いたしておりますところの利率をそのまま踏襲して参りたい、かような次第になつております。こういたしますと、今御質問がありました商工中金の關係その他でございますと、商工中金では預金が全然——全然という語弊がありますが、預金の額が非常に少いのでありまして、そういう場合はむしろ短期の金融債というものが必要じやないかということも考えられますが、一応今度の預金部の引受けは長期の資金をまかなうという建前に立つております關係上、商中債につきましても、やはり利付債券を中心として行く、この考え方を第一、第二、第三ととりまして、大体どれほどまで商工中金が能力的に貸し出せるかという一つの貸出しのわくを考えまして、たとえば一月以降の債券の日銀によるオペレーションがないとしたならば、どれだけ市中に消化できるかということ想定いたしまして、その差額をき得ればわれ／＼としては預金部で全部引受けて行きたい、かような考え方です。今その検討を進めて、司令部と折衝中でございます。

○今委員 今の御答弁であらかたのところはわかりましたが、どうもまだはつきりしないので、私はさらにもう一つ商工中金の現在の機構——すなわちいろ／＼な機構ができていて、審査課の方で調査をして貸付をするという現在のいろ／＼の機構について、商工中金から金を借りた者としての不満というものはそれ／＼蓄積しておると思

【委員長退席、阿左美委員長代理 兼席】

この機構は先ほど通商政務次官が改革案の中でも見通しがついたところの、大體こういうような機構にしたのだというように、今わかつておれば見通しだけでつこうです。それからもう一つは、商工中金の当面の資金源の財源として日銀の別々を充てて、商工中金に年末融資として応急策を講ずるといふ意思はないかどうかが、この二つの点を通産、大蔵当局にちよつと伺いたいと思ひます。

○首藤政府委員 商工中金の機能を十二分に發揮していかない。従つて今日まで貸出しの面におきまして非常な滞りを示しておることはまづたくお説の通りでありまして、今日まで政府といたしまして再三再四商工中金にこの点を難詰いたしまして、急速に迅速な融資ができる態勢を整えるよう申入れをいたして来ておるのであります。しかしながら先ほど申し上げましたごとく、商工中金は大体昨年までは開店休業といへば極端かもしれせんけれども、一応こういう金融機関があることはあるけれども、實際問題としてあまり活用されていなかった。従つて自然と事務的にもそういうことになつておつたのであります。しかしながら先ほど長官から申し上げましたごとく、すでに本年度におきましては、現在八十億の融資をしておる。さらにまた今度のこの保険法の通過によりましていよいよ大規模の金融機関とならざるを得ない。非常に飛躍したところの金融機関となるのであります。従つて商工中金におきましても実質的にこれに即応するような態勢を整えるであらうことを確信いたしますけれども、政府

といたしましても十二分に今後の金融の面におきまして万遺憾のないような措置を急速に整えるよう申入れをいたしたいと考えておる次第であります。なお年末金融につきましては、先ほど長官から申し上げたと存じますが、一応十億を年末金融に別々として申し入れてあります。しかしいろいろ財政的関係がありまして、四億に圧縮されましたけれども、他の方面の融資がありますので、大体今月だけでも二十億はつきり融資のできる態勢が整えられておるのであります。

○長谷井説明員 商工中金の機構の問題でございますが、これは御承知のように入れるかどうかという問題で、役員を民主化するといふような問題も実は開いております。それと同じような問題で商工中金の機構という問題も当然日程に上つて来る問題だと存じまして、大蔵省でも現在慎重に研究中でございます。

それから第二点の問題といたしましては日銀の別々でございますが、これは今政務次官からお話がございますように四億といふことで進んでおりますが、大体先ほど申し上げました金融債の引受けも司令部との折衝によつて早ければ十二月からやりたい。こういう関係から考えておりますので、彼此勘案いたしますれば、十分ではないがやや行けるんじゃないか、かように大蔵省といたしましては考えております。

○今委員 今の大蔵省の説明員の御答弁は懇切にして私は非常に感謝しますが、大體大蔵省の局長なり課長なり

は常に通産委員会へ顔を出したことがない。私は過ぐる第七国会において、大蔵省は一体通産委員会には顔を出さないのかという大蔵大臣に難詰したところ、そういうことはない、大いに今後大蔵省にはお談判をするといふことであつたが、私は何も大臣、次官と言つておるのではない、局長すらも、よい局長がおるのにここに全然出て来られない。といふことは今の説明が悪いというわけではない。今の説明は懇切にして私は満足したものであるが、ともかくも責任者を一応出して聞きたい。今の答弁についてあつて責任者にこれを確認させるといふことを望んで、これから各條項にわたつて御質問申し上げることにいたします。

この法案の中の私が聞きたいところの第一点は、本法第四條第一項の規定により、貸付の期間は六箇月以上といふことになつております。今日六箇月以上におつた長期の貸付を行う銀行はそうざらにないことは御承知の通りである。規定の六箇月以上は最長期六箇月といふふうに考へなければならぬ。そこで借入れる業者の側からいいますと、できるだけ長く借りた方がいいことは想像できるわけです。實際問題として六箇月ないしはせい／＼七八箇月くらいは見なければならぬのでしよう。そこで私は先ほど問題が出たが、根保証の制度をひとつ考へてもならぬかと思ふ。そうすると借入れの方も金融機関も手数料が省けるし、従つて保険料の負担も軽減せられることになる。と考へられる。私は根保証の形式をこの法案の中に挿入せられなかつた理由と、やはり今後こういうふうな

根保証をやらなければならぬといふ事態が想像せられるが、これは修正されて、将来根保証の制度を入れられるお考えがあるかどうか、この二点について質問いたします。

○小笠政府委員 第一に、六箇月以上と切りましたのは、先ほど申し上げましたように、できるだけ長い資金を供給したい、こういうねらいでありまして、どういふふうにしたしたのであります。こういう制度を布くときに、ただいま御質問の根保証制度というふうなもの考へたらどうか、なぜ考へなかつたか、こういう御質問でありまして、根保証制度といふようなことになりまして、法律關係も相当複雑になりますし、いろ／＼ないゆる損失率の見通しの問題その他法律關係が相当やつかいになりますので、それをな

お本制度を施行した経験から振り返つて考へてみることにいたしたいと突は考へておるわけでありまして。ちやうど中小企業に対する危険率、たとえば生命保険における一つの確率といふものはつきりしたものがまだつかめていない。そこでこういう單純な制度で進んでみて、そこに何らかの確率といふことが、一つの大きな方向を見えられたいことになれば、そこに順次改正を加えて行くことにいたしたいという考へ方です、こういうふうなことを考へております。

○今委員 今の御答弁は、運用してみても確率その他がわかれば、この根保証を新しく考へて将来は修正するといふ御答弁であると思ひ、次に進みます。私は少くとも中小企業の問題を開のために、法制上の手続の問題その他を乗り越えて便宜な方法を盛ること

が、企業長官としての一番大きな責任であるということをこの際申しおきます。

次に私は、保険の料率はいささか高過ぎはしないか。一般の火災や生命保険に比較すべき割合でないことはわれ／＼もわかる。しかしながらこの三分という率はいささか高きに失するのではない。もちろん実際保険金額、すなわち保険額の七割五分に当る保険金額に対しては、二分二厘五毛に当るわけでございますが、それにしてもこの法律案の根本のねらいは、い

わゆる弱小なる中小企業者群を対象とするものであります。関係上、二分五厘前後が大体妥当なものではないかとわれ／＼は考える。われ／＼の関知するところにおいては、アメリカのこれらの制度における料率は一分五厘程度の由であると承知しておるが、このアメリカの料率から見ると三分というの

は倍額に近い。本法律案のすべり出しとしてはいささかこれは高過ぎるのではない。それらの点についても、次官なり長官なりは、この料率は将来一

体やつてみてどういふふうに通算されるか、もしやつてみた結果、これが少し高過ぎるということ加入者が少いということになれば、アメリカの程度

あたりまで下げられるかどうか、これらの料率についての見通しと、この三分の料率をきめられた基準並びに根拠

について御答弁願いたい。

○首藤政府委員 百分の三が高いという御説であります。これも見方によつてあるいは高いかもしれぬとわれ／＼も考えておるのであります。しかしながら御承知の通り、初めて実施いたしますので、一応すべての構想を内輪に

見積つております関係上、こういう率が妥当でないかという結論に到達しておるのであります。従つて今後運用いたしまして、その結果この百分の三

を徴収する必要がないということでありましたら、これはいつでも引下げたい、なるべく引下げる時期の早く来る

らんとことを希望いたしておるのであります。従つて百分の三ということに限定せずして、百分の三以内ということに限定してあるのは、そういう点を含んで、特に以内という字を付してある次第であります。

○今澄委員 長官から三分にきめた基礎、どういふわけで三分という数字をきめましたか。

○小笠政府委員 三分にきめたのは、正直に申しますと正確なデータを持つておるわけではありません。現在信用保証協会等で行つております保証率が通じて三分でございます。これは短期で三分ということに相なつておるのであります。そこで一応三分というものを頭に置くというところで大体行

けるのじやないか。そこで今政務次官からお話申しましたように、実際の状況に応じて順次引下げて行くというこ

とにいたす意味で、頭を現行の三分でやつた、また三分をベースにいろいろ計算をしたというにすぎません。簡単であります。そういう状況であります。

○今澄委員 今の御説明は非常に率直であつたので、私はそう追究しませんが、しかしながら先ほどのあなたの御答弁の中には、二十億というふうな金

はいらぬだろう、申込みは少いだろうというお話でありましたが、かたわらその料率の目の予算は、信用保証制度

の三分というものををつくつたのは、どうも私は中小企業者の立場に立つてみると心ざびしい気がいたします。

第四点として、一体それではこの法律案を作成された通産省当局として

は、借入れ申込みをした中小商工業者のうち、保険法の有無によつて、銀行

が今日まで貸付に応じなかつたが、今度は貸すようになる率は相当ふえると思

われるかどうか、言いかえるならば、この法律が出たからといって、金融機関が

おいそれと急に今度は簡単に金を貸すようになるかどうかという、これは一番中小企業者の希望しておる

ことであります。ただしこの保険の裏づけで、市銀に対する見返り資金や預

金部資金の放出状態の、さつきの大蔵省当局の言明によると、私は小笠長官

の言つたように、なか／＼銀行が簡単に貸すようなことにはいかぬのじやないか、それを恐れて業者もなか／＼申

込みが少いのじやないかという気がいたします。もちろん土地により、銀行

により、地方により、借入する相手方によりいろいろ／＼がわつて来るでしょうが、保証制度の四分の三、すなわち七

割五分、この七割五分という数字はまた二割五分の自己保険があるというこ

とを意味するわけであるから、やはり銀行としては一応の危険を負担しなければならぬ。この七割五分という限度

を長官から伺いたい。

○首藤政府委員 せっかく法案が出たにもかかわらず、実際銀行が金融する

かどうか、いささか不安であるという御意見であります。先ほど長官から申上げましたごとく、一応今後の

融資に對しましては、銀行に對してそれだけの貸出しのわくをこしらえる。

そのわくの基礎は、今日までの中小企業に對するところの金融あるいはまた

銀行の、この法案の成立したことによつて認識を改めた希望額というものが

フアクターになつて一応わくが決定すると思ふのであります。従つてそのわ

くが決定いたしました以上は、当然その銀行はそのわくだけの限度一ぱいまでは貸さなければ、むしろその銀行の

中小企業に對する金融の熱意いかにいうことが必然的に公にされて、批判

の對象になることになつて来ると思ふのであります。それと同時にただいまの七割五分という保証がありまし

て、従来とはまつた一変した、安心した金融ができるということになつて

おりますので、銀行の融資は十二分にできるであらう、かように確信いたしておるのであります。

○小笠政府委員 七五%の基礎でありま

で、彼此勘案いたしましたして、七五%ということにいたしましたわけでありまして、八〇%がいいか七五%がいいか、九〇%がいいか、これは一つの面から見れば多いに越したことはないの

であつたが、他方の要素とかみ合せをどうするかというふうなことで、一応七五%という比率にいたしましたわけ

であります。

○今澄委員 そこで私は、この七割五分の数字並びに先ほどの三分の保険料

率の数字というものは、この数字以内でいろいろの操作をやらせるお考えがあるかどうかということもあわせてお

聞きしたい。たとえば料率について、期限の短かい八箇月ぐらいのものは、一割ぐらいとつて、期限の長い一箇

年以上のものは二分五厘とすると、三分近いぎり／＼までとるとか、あるいはこの保険料率の七割五分も、この法

律で行くと七割五分と縛られるが、これはいろいろ／＼そのときの状況によつて、あるものは九割、確実なものは五

割ぐらいというふうなアロアンスを設けて動かした方が、もしそういうふう

な長官の御見解であるならば正しいといわなければならぬが、そういうふう

な運営をされる気持があるかどうか、重ねて聞きたいと思ひます。

○小笠政府委員 三分の保険料率のきめ方あるいは保険金額の七五%のきめ方につきましては今申し上げた次第で

あります。そのことがすなわち運用上においては、ケースによつて保険料率あるいは保険金額を左右するやうな結果になるが、当然には出て参らぬと思ふのであります。私は保険というものが、そういうふうなベースの一つの点において一定の結論に達しますれば、

そのベースによつて比較的簡単に、正確にこれを運用するということが保険の生命であろうと考えておるわけであります。

○今委員 ベースを一定にしてこれによつて簡素な運営をするということになれば、そのベースを算出する科学的な根拠並びにこれを中心として守るべき一つの確実な信念の上に立つということが前提条件でなければならぬが、そのような前提条件をベースで押し進めて行くという考え方に矛盾があると思ひます。將來運用の上においてこの矛盾が現れて来るならば、私は改正を願ひたい。こういう現状のもとにおいては、御指摘のような申込みの率が非常に少いであろうというようにことを長官自身が想像するような基礎がこの中にあるということ指摘して、私はこの点における質問を終ります。

最後に私は、国民金融公庫という問題をここに取上げて、本法律案とともに考えてみたい。まず私どもは、国民金融公庫の法律改正を今度の国会に出したが、政府提案に関する興味の一方的な審議で、われわれの出そうとした国民金融公庫法は一事不再議の原則によつてこれは拒否せられました。しかしながら私どもが国民金融公庫についてどういふふうな考えをしておるか。一体この商工中金あるいは市中普通銀行の中小企業専門店などといった連の中小企業金融と国民金融公庫との根本的な相違は一体どこにあるか、一体双方のそのねらいとするところ、根本的な相違が大してないとするれば、何ゆゑに国民金融公庫の所管が、商工業界の実情にうとい、しかもややとも

すれば大産業を守り、独占金融資本の中心の動きをする大蔵省の所管になつておるかという実情を伺ひたい。私は少くとも通商産業大臣は、このような国民金融公庫を自分の所管のもとにおいて、これらの商工行政の上に大きく、中小業者金融難打開のために努めなければならぬのに、その国民金融公庫はわずかに三十億の資本金で、われわれはこれを百五十億に増加して予算に盛り、政府資金を投入すべきことを主張してゐるが、それすらもわれわれは拒否してゐる、しかも政府はわずかに十億をこれに盛つたにすぎない。しかもその所管はあくまでも大蔵委員会であつて、通産委員のわれわれがこれにいろ／＼な意見を述べるが、何ら通じない。政府の方々の要望も何ら大蔵省に通じない、かような実情であります。私は、この国民金融公庫というものは、当然これは通商産業省の所管にすべきものであると思ひ、今後ともそういうふうな努力を続けたいと思ひ、これに対する首藤政務次官の御見解を承りたい。

○首藤政務委員 国民金融公庫が大蔵省の所管になつた理由が那邊にあるが、私どももつまびらかにしておりましたが、思うに国民金融公庫の対象となるべきものは、まったく零細な業者であるいはまた海外の引揚者であるとか、その他当面の職業のない方に何らかの職業を興えよう、そうしてその資金をいささかでも融資することが目的となつて大蔵省の所管になつたのではないかと考えておるのであります。しかしながらこういふ趣旨のもとに金融に仕事を始める以上、これは当然商工

部面に属するものが多いかと存じておるのであります。と同時にこれら零細のものを一歩々々前進させて、大きなものに指導育成しなければならぬという責任を持つておる通産省といつては、御説のごとく通産省の所管に属する方が、この国民金融公庫の融資の目的を達成する上において、現在の機構よりもはるかに効果的であるという見解を持つておるのであります。機会があるならば通産省の所管にしていただくことを希望するものであります。

○今委員 私は、国民金融公庫法第二條の事業資金云々という、この国民金融公庫法に書いてある明文の上から判断をして、国民金融公庫がまさか社会保障であるとかあるいは救済の立法であるとかいふような、時代錯誤の認識を持つておる者がおると思はれます。せん。この国民金融公庫法における事業資金という文字は、少くとも現在の経済社会における経営資本的な立場に立つていふものと考えなければならぬのであります。通商産業省は、今度の行政機構改革の上においても、少くとも化学産業の一元的な経営であるべきはずの肥料が農林省に移管されるというふうな発表に対しては、通商産業省が何らの意思も示さなければ、何らの対策もない。通商産業省におけるアルコールの専売等が大蔵省に移つて行くというふうな態勢があり、しかもアルコール専売の諸君の意見を聞く、アルコール工場場の現状の管理は、通商産業省は何らの熱意がなく、タバコの専売を持つておる大蔵省の方がよいという意見である。通商産業省が、少くとも国民金融公庫のごとく、経営資本

の立場の上に立つておる金融機関は、通商産業省のもとに、商工中金と並び立つて、これが中小企業金融の上に大きく動くような体制を講ずることが必要である。しかもこの信用保険法については、商工中金のみならず、このよゝうな国民金融公庫の活用をなすためには、国民金融公庫法を改正して、中小企業者のほんとうの金融難打開のために、商工中金、国民金融公庫、その上に立つたこの保険というふうな構想で臨まれることを私は希望してゐるのであつて、ぜひ通産省政務次官のこれに対する熱意と將來の御努力をお願いして私の質問を終ります。

○小金委員 午前はこの程度にてとどめまして、これから休憩いたします。午後は正一時から開会いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時二十分開議

○小金委員 ただいまより休憩前に引続いて本委員会を開会いたします。午前引続き質疑を継続いたします。破問一良君。

○破問委員 中小企業の行き詰まりといふことにつきましては、最近非常に深刻なものがあつたのでありますが、それを振興させ、打開するために、単に金融措置だけでこの中小企業の不振が打開できるというふうに政府はお考えになつておられるかどうか。私どもの見るところによれば、今日のこの中小企業の不振といふものの原因につきましては相当深いものがあるといふふうに考えておるわけでありまして、一言に政策全般が今日の中小企業をこの困難

に追い込んだものであると考えておるわけでありまして、二、三の例を申し上げますならば、中小企業の不振といふことは単に金融の逼迫ということだけではなくして、最近数年間における一連の政策の結果であるといふことが言えると思ふのですが、その点をあまり長く詳しく申し上げますと時間がかかりますから省略いたしますけれども、たとえば二、三年前の経済九原則だとか、あるいはドッジ政策、そういうふうな政府の一般的な財政金融政策が非常に大きな原因になつてゐる。たとえば電力の割当等にしても、大企業の方に豊富に電力を供給して、中小企業の方には割当が非常に少ない。それから原料や材料にしても同様であります。あるいは税金等が中小企業に非常に重くのしかかつて来ている。そういういろ／＼な点が幅を利かして、中小企業の不振といふ結果になつておると私どもは考えておるのであります。従つて中小企業の今日の行き詰まりを打開するためには、単に金融措置だけでできることではない。それはただ一時の膏藥張りとか、あるいはせいぜいいつて潤滑油程度にもならぬくらいいじやないかと考えているわけでありまして、そういう点につきまして、ひとつ政府の中小企業振興に関する根本的な方針というか、お考えを聞きたいと思ひます。

○首藤政務委員 中小企業の振興策として、金融対策だけでは十分でない。ほかにいろ／＼もつと掘り下げて検討しなければならぬ根本的問題があるといふお説であります。お説のごとく今日の中小企業の金融難は、政府の昨

年来とつて来た政策も一つの原因かとも思ひます。しかしながらこれは国家目的を達成する上においてどうしてもとらなければならぬ政策でありますから、中小企業面の金融がそれがあるに多少圧迫を受けても万やむを得ないものであります。そのかわりそういう圧迫を受けた面につきまして、いろいろの対策を講じて来ましたが、特に今度の中小企業の信用保険法は画期的な措置だという自信を持つておるのであります。これによつて相当大きな効果を上げるであろうという確信を持つておるのであります。と同時に、中小企業の育成面における現在の隘路はどこにあるかという点を検討いたしました場合、最も大きな隘路は金融であるというところは何人も異論はないと確信いたしましたのであります。さらにまた政府の政策も先ほど申し上げましたごとく、ドッジ・ラインあるいは経済九原則という面が多少影響したかと考へますけれども、本来的に中小企業には資本金を十二分に所持してないという方が非常に多いのであります。元々から金融難に陥つていた者が事業を始めたという面が非常に多いのであります。従つてそういう面に対しまして、できるだけ金融の円滑をはかつて、育成したい、かように考へておられます。

力を持ちまして、中小企業がだん／＼圧倒されて行くのは基本的な原則ではあります。しかし今の自由党の吉田内閣の政策は、まず／＼大企業、大独占資本を擁護して行く、そしてそのいわを中小企業や農村に寄せて行くという政策を強力に推進していることは、まぎれもない事実だと思ひます。そういう一方では大企業を盛り立てて行くつて中小企業をます／＼行き詰まらせる、そういう基本的な方針をとつておる、そういう根本方針を改めることなくして、ただ金融の面だけで少しごまかして行く、糊塗して行くというやうな行き方では、私はほんとうに日本の産業の重要な部分をなしておるところの中小企業の振興とか、あるいは救済とかいうことは絶対にできないと思ひます。大体本末を転倒していると思ひます。それは金融のことでも越したことはないのであります。けれども、政府が根本政策を立てて行くことなしには、そういう政策をやつてたつて所詮むだである、と言つて言い過ぎかもしれません。あまりたいい効果は期待できないと考へておるわけでありませう。従つてここでお尋ねしておきたい点は、政府はあの池田大蔵大臣が春の国会で言つたやうな、ああいう方針、ああいう政策をここでひとつ根本的に切りかえる意図はあるかどうか、そういう点をお伺いしたいと思います。

○首藤政府委員 大蔵大臣がある程度倒産してもやむを得ないと言つたというところ、その春の新聞記事になりまして、たので、それを指摘されたと考へます。が、その当時の大蔵大臣の言われたことは、できるだけそういう破産者のなような措置を講ずるといふことを極言したにもかかわらず、大臣の能力においてそれができなかった場合にはどうするか、そういう追究を受けたので、そのときにはやむを得ないと言つたこととが、ああいうふうな報道されたらしいのであります。従つて大蔵大臣も、倒産者はやむを得ないというやうな考えは一つも持つていないことを、この際はつきり申し上げておきたいと思ひます。

なにおまた砂問委員の御説は、要するに自由経済に対する反対の御意向かと存じますけれども、現政府はあくまでも自由経済が適当である、自由経済によつて初めて国家の経済は発展するのだという信念を持つておられます。かゝる御説のような形式の経済に切りかえることを申し上げておきたいと存じます。

○砂問委員 そういふふうな政府の考へ方を前提として立つておられる限り、中小企業の悲況は今後ますます深刻にならざるを得ないと思ひます。そういう根本方針をとつておられるから、こういう信用保険法案のやうなものを出し、商業振興のやうなやり方で行くということは非常に矛盾している。しかしこれ以上のことではここで押問答をやつておられますも意見になりますから、これ以上申し上げません。

次にお伺いしたい点は、中小企業といひましても、その中にはいろいろな階層が含まれておられるわけですね。この法案によりまして資本金五百万円以下、従業員二百人以下をいうふうになつておられますけれども、五百万円以下、二百人以下というところの中にはいろいろな階層が含まれておられる。大体金融機関に縁のない中小企業者は非常に多い。

中小企業者の中でも金融機関に一応何らかのつながりを持つて借りに行くという人は私は二割くらいしかないのじやないかと思ひます。二割くらいの人々が借りに行つても、申込み件数のそのまた二割が三割くらいしか実際に融資が成立しないというやうな事情になつておると思ひます。このことは中小企業的一件当りの融資金額等を見まして、大体四、五十万円くらいになつておるんじゃないか。この点については中小企業庁の小笠長官なんかの方が非常に詳しい資料を持つておられると思ひますが、そういったしますと、ここでこういう保険法をつくりまして、中小企業の圧倒的部分が――その七割、八割というふうなものは実際には金融機関を利用しておられない。また借りに行つてももうのつけから銀行に断られるというふうな人たちがばかりであるわけですね。従つて資本金五百万円、あるいは従業員二百人ということになりますと、その限度のごく上層の部分の人、たとえば資本金が三百万円とか、四百万円、あるいは従業員が百人以上とか、百五十人以上という人は一応金融の対象となるかもしれないが、もつとそれ以下の人、たとえば従業員数百人以下、五十人以下、あるいは三十人以下という、下へ来れば来るほどこの金融の道はつかない。しかも今一番深刻に悩んでおられるのがその下の階層へ行くと金融難になつておられるわけですね。またそういう業者の数の方が圧倒的に多い。時間がありませんのでそのこま／＼した数字はここで申し上げません。数字は申し上げませんが、その圧倒的に多い。この圧倒的に多い零細な中小企業者――零細な中小企業者といふのもちよつと憂な表現なんですけれども、意味はわかつていただけたと思ひます。そういう人たちは、現在においても金融の道は全然詰りだれていない。従つてこういう信用保険法をつくりまして、それが何らの恩典にならないといふことが言えると思ひます。そうしますと、中小企業の振興をはかるという名目で、結局中小企業の方でも、ごく上層部分の、ごく一部の人は現在でも多かれ少かれ金融の道はついておられるわけですね。そういう人たちにだけしか実際問題として利用されないのじやないか。こういうことを私は心配するわけであります。これらの点についての政府並びに小笠長官の御見解を承りたい。

○首藤政府委員 この法案が中小企業の上層部分だけに利用せられて、その他の大部分の者は利用できないというお説であります。政府のこの法案の對象となるべきものの考へ方は、中小企業のおよそ中位に位置するものが対象となるのじやないかという見解を持つておるのであります。大なるものはこういう方法によらずして、別箇に十二分に金融の道を持つておるのであります。さてただいまお説の、要するに銀行取引のない方、この割合がどの程度になつておられますか。これは長官から詳細に申し上げた方がいかに存じます。が、お説のやうにさうに大きな比率ではないと考へておるのであります。と同時に午前中の会議でも問題になつておりましたが、いわゆる最も零細なもの、そういうものに對しましては、国民金融庫の方面から金融の道が開かれておりますし、さらにまた銀行取引のない、その上の中層に位置する

ものに對しましては、いわゆる信用組合、あるいは無償、あるいは信用保証協会であるとか、それ／＼適當の對策が講じられて、その方面によつて金融の道が開かれておるのでありますから、そういう業者に對して何ら金融の道が開かれていないというお説は當つていないと存するのであります。と同時に私が申し上げたような中小企業の中に属するもの、これが数に對しては非常に多いのであります。と同時に、現実においてはこういう階層が最も金融に苦しんでおる。かように見ておられますし、これを對象とした法案でありますから、この法案の效果というものはけだし非常に大きいものである、かように考へておるのであります。

○小笠政府委員 ただいま政務次官からお答を申し上げたような事情でありまして、中小企業の金融を措置する問題につきましては、中小企業という抽象的な漢字とした言葉の中で、具体的な各分野というものに應じた政策なり施策が必要であるということは申し上げるまでもないものであります。工業部門、商業部門を見ましても、その業態によりまして、いろいろ情勢が違つて、この保険制度がどの程度の効果があるかということにつきましては、今次官からお話になつたようであります。が、この制度の一つのねらいとしたしまして、いわゆる小さな業者でも、協同化したものを對象にしておるのであることが一つの特色になつておるのであります。従ひまして協同組合とか、あるいは農業組合とか水産業組合、こういうふうなものを、制度を通じてこれ

を構成する構成分子のところへも流れ行く、すなわちこの制度によつて、保険制度の効果を享受得るというふうなことに相なつておるわけでありまして、そういうふうな事情でありますので、この制度を出資金五百万円、あるいは従業員二百人以下と切つたということ、非常に上の方に片寄るといふことは、必ずしも言えないといふふうに実は考へておるわけでありまして。

なお非常に事務的な話でございますが、現在中小企業の中で金融機関の縁のないものが非常に多いのじやないか、お話を二〇％くらいじやないか、こういうお話であります。この点は正確に日本のいわゆる中小企業を一定のデフイニツションのもとにきめて、それが金融機関との取引がどの程度になつてゐるかという全体的な調査はまだありません。従ひまして部分的調査からこれを想像するほかないのであります。が、本年の春ごろから設けられた中小企業金融店舗、十一大銀行が設けております専門店舗が六十数箇所ございまして、これは御承知の通り三百万円以下の貸付をする。ところがこれに申し込みましたものにつきまして、大体金額的には五〇％くらいが貸付を受けてゐる。また件数で申しますと、八〇％くらいの件数が貸付對象になつております。

それから先般六月の末現在で私の方で仙台、札幌というふうな大都市の工業の実態調査をやりましたところによりますと、いわゆる抜き検査であります。が、それによりまして大体五〇％程度見当が金融機関に申し込んでゐるようであります。申し込んだものにつきましては、大なり小なり借りられて

いるものが八〇％というふうな数字を示しているようであります。二〇％というお話であります。私が今申し上げましたような、大都市の抜き検査におきまして五〇％くらいという実績が出てゐる。これで全体の大勢を見ると、いふことは不可能かと思ひますが、一つの数字になるかと思ひますが、一つのお話であるといふことがぜひ必要であると思つておるわけでありまして、中小企業の金融の問題につきましては、そんなことになつておるのであります。今の五〇％くらいが申し込んで、あと金融を必要としない、借入れを必要としないといふふうな階層もそのあとの半分の中には相當のパーセンテージを占めてゐるわけでありまして、そんなところで、はつきりしたことはわかりませんが、今次保証協会の制度の利用が拡大されて行く、あるいは金融機関、特に銀行のほかに信用協同組合等の利用の問題、事業協同組合を通じて金融の便をはかるというふうな傾向は、年々強くなつて来ているといふことは言えると思つておるわけでありまして。

○砂間委員 ただいま首藤政務次官のお話によりますと、この中小企業信用保険法は、中小企業の中位あたりをねらつておるのだ、それ以外は国民金融公庫や信用保証協会等々めんどろを見ているというお話でありましたが、実際の国民金融公庫や信用保証協会が、実際にいふところの下の方の中小企業の救済になつておるかどうかといふことにつきましては、今の政務次官の御答弁は、私は納得できないのであります。これは実際に下に行つて見ればわかるのです。それがまづたくとるに足

らぬ役割しか演じていないといふことは明らか事実であります。が、それも議論になりますのでおきまします。が、今の小笠長官のお話は少し何か案內的といふか、甘い見方のように考へます。私は今小笠長官とはちよつと違つた資料を持っておりますけれども、この中小企業の金融方面の統計はなか／＼完全なものでございまして、私の資料によつてさつきのことと申しただけです。ここで讀上げておるわけですが、これも時間の關係で省略します。先ほどの政務次官の御答弁によりますと、中小企業の中位をねらつてゐるというお話でございまして、実際に運用する場合には中位には行かないといふ思ひますが、それ

次にお尋ねしたい点は、業種についてであります。第二條の第二項によりまして「一政令で定める業種に属する事業を行うもの」といふふうに出る問題があると思ひます。どういふ業種を對象として政令で定めたいか、この点をひとつお伺ひしたいと思ひます。たとえばこれまでの金融の統制令で、甲、乙、丙、丁という順位がありまして、こつちは丙になつておるから貸してもらえないとか、こつちは甲になつてゐるから中小企業であつても、優先的に融資の道がつくといふふうなものがあつたわけだし、現在もあるわけですから、従つてこの政令で定める業種といふものが、実際の場合には相當問題になると思ひますので、この点について御説明をお伺ひしておきたいと思ひます。

○小笠政府委員 御指摘の点は、規定の仕方の非常にむづかしいところでありまして。私もそのたゞいま考へておりますところでは、中小企業をなるべく広範圍にこれを規定したいといふふうな考へておるわけでありまして。主として工業、鉱業、商業及びサービス、料飲業といふものを中心にとりまして、その中で日本の現經濟情勢の段階において後順位に置いておるべきものといふふうな業種を除外する、逆に除外するようなものを引出して行つて、他はよいといふふうな考へ方です。突は出るわけでありまして。すなわち不要の事業のようなもの、具体的に申しますと、たとえば料理飲食業、娯楽業とかいふようなものは、後順位に置いておるべきものかと実は考へてゐるわけでありまして。その他の多数の中小企業は、一つの國民經濟の有機的構成の一部といたしまして、それぞ

れ現在の經濟安定あるいは經濟發展の一翼を担つておると認められますので、極力広く規定したいといふふうなつもりで今おります。個々にこまかく規定するといふ方法をとらずに、そういうふうな考へ方で規定したいと考へております。○砂間委員 今小笠長官の御説明によりますと、工業であるとか、鉱業であるとか、商業であるとかいふ／＼申されましたが、この法案によりまして、貸付期間の六箇月以上のもので、貸付期間の六箇月以上のもので、短期の商業金融は対象にならないといふことは大体はつきりしております。そうしますと、ある程度長期にわたる貸付といふふうになりますと、設備資金といふこ

とが対象になるのではないか。そうしますと、主として工業及び鉱業で、商業の方はちよつと除外されるのではないかと思いますが、商業の方がどの程度含まれるかということからひとつ聞いて行きます。

○小笠政府委員 お話の通り、六箇月以上で長期の資金というものを大体ねらつておるわけでありまして。従いましては工業の方の問題はお話のように問題はないと思いますが、商業の問題についてどう考えるか、商業で長期資金を要するという問題は多々あると思つております。すなわち倉庫にいたしましても、運輸設備の問題にいたしましても、また相当増加運転資金というやうな問題が考えられるのではないかと、このように思つて、従いまして商業の部というものは相当広く入つて来るといふふうに実は考へておるわけでありまして。なおこの長期資金は六箇月以上の資金でありまして、設備資金と運転資金とをどう考えるかというやうな問題もあると思つておりますが、私どもの見込みといたしましては、長期資金の方が相当程度需要が多くなるといふふうに考へておるわけでありまして、設備資金よりも長期運転資金の方が多いいのではないかと、このように考へておるわけでありまして。

○砂間委員 一口に中小企業といつても、工業もあれば、商業もあるわけでありまして、工業の方も確かに金融で詰まつていくことは事実であります。一方商業の方も相当深刻に詰まつていくことは、明らかな事実であります。ところがただいまのお話によりますと、商業の中でも、運輸設備であるとか、倉庫であるとか、そういうもの

が商業の方の対象になるというお話であります。それはごく特殊な場合でありまして、やはり一般的な商業方面は軽く扱われることになるのではないかと、このように思つて、ただいまの御説明によりますと、その点どうかということをお聞きしたい。

もう一つは、さつきの業種の点であります。私が特に尋ねたのは、たゞは業種の中でもたとへば輸出産業であるとか、生活必需品であるとか、これがこれまで言われておりましたが、やはりある程度政府の方針として重点が置かれて政令で定められるのではないかと、このように思つて、もちろん料理飲食店だとか、あるいはばいばい品だとかいうものは、これは軽く見られたいと思つておるわけですが、しかし一方においては観光ホテルみたいな、あるいは私どもから見れば日本の現状においてさしてなくてはならぬものとも考えられ、この方面に、金融なんか目銀あたりでも甲乙に格上げしたといふやうなこともなされておるわけであり、今この際情勢から言つて、軍備拡張といふやうなことが言われて、戦時物資の生産といふことが強く言われて、資の生産といふことが、今の自由党の吉田内閣の政策は、国連協力という建前からして、先般も中国向けの輸出を拒否したといふやうなことがありますが、そのやうな点、アメリカの下請になるやうな軍需品の生産といふ方面を重要視されて、同じ中小企業の中でも、そのやうな戦時物資あるいは軍需生産といふやうな方面が重要視されて、そのちの方へ優先的に便宜をはかられるといふことになつて、国民の生活必需品の生産に携はるところの中小企業の中

の平和産業といふ方面が非常に軽視されて、不当に圧迫されるのではないかと、このように懸念もあるわけでありまして。そこで私は政令で定めるといふ業種の内容について先ほどお伺いしたわけでありまして、しかし先ほどの小笠長官の御答弁では、はなはだ漠然としていてまだ納得できないものがありますので、今申し上げましたやうな点に關連してもう少し詳細に御説明をお願いしたいと思つておる。

○小笠政府委員 ただいまのお話の前の段のいわゆる商業は軽く扱われるのではないかと、このように思つて、輕くも重くも扱う意思はありません。商業について資金需要が出て来れば、当然にこの制度を利用して得ることになると思つておる。特にお話の鉱工業部門の中でお尋ねであります。鉱工業部門の中で、輸出関係あるいは戦時物資の製造工業といふやうなものにウェイトを置くのではないかと、このやうな点をお話でありまして、本制度を利用して得る範囲は、このやうな範囲に定められておるわけであり、従つてその範囲に入つておる限りは、その資金需要の状況に応じて利用度が違つて来る。いわゆる当該経済の自主性によつて利用度が多くなつたり低くなつたりするといふことでありまして、制度自体として甲乙をつける、緩急の度をつけるというやうな考え方はないのであります。第二條第二項においても、政令で規定する範囲だけをきめて行く。このやうな考え方でありまして、そのきめ方につきましては、先ほど申し上げたやうな考え方であるわけでありまして。

○砂間委員 制度自体はさうであるかもしれないが、私の質問いたしましたのは、実際の運用の面でさういふことになつて行くのではないかと、このことを心配して行つておるわけでありまして。これは今銀行の金の出し方を見ましても、みんなさういふやうな運営をやつておるわけでありまして、国民生活の上から見れば、もつと平和産業を充実させて、国民に安くて良質な品物をどんどん供給してくれるやうにやつてもいいのではないかと、このやうな点をお話でありまして、電気の割当でも、あるいは金の割当でも、貸してくれない。一方税金はしこたまとつて、中小企業がばた／＼つぶれて行つてしまつたが、なといふやうな点を心配して来ておるので、さういふ点を心配して行つておるのであります。従つて今の点は、制度のことよりも実際の運用の点が非常に問題になるわけでありまして。

次にお伺いしたいことは、小さいことですが、保険料の問題についてであります。第五條によりまして、百分の三以内で政令で定める額を納めることになつておるわけですが、それが納められるか、これは契約した銀行が一応納めることになつておると思つておるが、実際の負担は借りた方の中小企業者の方に實際に転嫁されて行くのではないかと、このやうな点についてお伺いいたします。

○委員長退席、中村委員長代理 席上

○小笠政府委員 お話のように、直接の保険料負担人は金融機関でありまして、この金融機関の支拂つた保険料を借受人の方に転嫁するかという問題であります。

○砂間委員 ちよつと今のところはつきりしなかつたのですが、その一部分を借りた業者の方に負担させるというのですか。

○小笠政府委員 そうです。

○砂間委員 わかりました。その割合は政令の中で、あるいは規則とかで定められるわけですが、それともそれは個々の銀行にまかされておるのですか。

○小笠政府委員 御承知の通りに、一年未満の貸金につきましては、金利調整法の適用を受け、その金利の最高限がきまつておるわけですが、それ以上貸してはいかぬといふことに相なるわけでありまして、従いまして本制度との關係におきましては、六箇月以上一年未満の間におきましては、金利につきましても、金利調整法に對しては、ある程度は例外を置かなければならぬといふことになつておるわけでありまして。その点は金利調整法に基きまして、別途法定金利以上に貸し得る金利の範囲の告示をする予定になつておるわけでありまして。一年以上の、すなわち金利調整法の適用のない長期間における金利につきましては、一応金融機関に対する指導的な方針をもちまして、その転嫁の範囲をきめて行きたいと思つておるわけでありまして。

○砂間委員 その次に伺いたい点は、さつきの委員からも御質問がございましたが、七割五分の点なんです。これは銀行が二割五分を負担するといふことになつておるわけですが、従つて銀行は、どうもあまり成績のよくないところ

ろに貸すと貸し倒れになる、七割五分は國の方から補助をしていただいても、二割五分は自分の方の損にならないければならぬというようなことで、やはり銀行屋さんはかたい商売でありますから警戒すると思うのであります。そうしますとやはり経営状態だとか、資産内容だとか、担保力であるとか、あるいは対人信用というような点が問題になる。そうなる、これまでもそうでありましたけれども、今一番金融が逼迫している中小企業者というものは、そういう担保力もなければ信用もあまりないという人が多いわけでもあります。にもかからず銀行は、自分のところでは二割五分の損をしたくないということであれば、必然的に中小企業の中でも経営のかたい、利益率の十分な、ここへ貸したら貸しはぐれはない、大丈夫だということろしが保険の対象にならないと思うのであります。そうしますと、中小企業金融難を救うという本法案立法の目的にそむくことになると思うのでありますが、こういう点について政府は矛盾を感じないのですか。

○首藤政府委員 今日までこの制度によらずしても金融を受けておられまして中小企業に対する金融は、やはり従来通りの方法で金融を受けられるが、今日まで何かそこに不安がある。もう少し補償があつたならば金融はできるが、その補償がないために金融ができないという面が非常に多かつたのであります。それがこの法案によつて七割五分を補償されるということによつて相当大きな安心が興えられ、それによつて金融が円滑になつて行く、こ

ういうふうに考へておるのであります。

なお七割五分では過少である。もう少し引上げたかどうかという御意見かと思うのでありますが、これはむしろ政府も希望するところでありまして、また過去において中小企業に対する政府資金を融資いたしました成績によりますと、大体その損失は七分から九分でありまして、一割以上になつていないのであります。成績が予想よりも非常に良好でありますので、今後運営をしてみまして、従来通り損失の程度が非常に輕微であるということがはつきりいたしましたならば、この補償率をより多く引上げてもいいと考えております。

○砂岡委員 今のお話によりますと、実際の運営の経緯から見ても損失が十分から九分ですが、一割以下だということであつたが、そうしますと、この保険制度ができましても国が赤字を背負ひ込むということはないかと思ひます。しかしながらそれは反面に於いて、やはりこれまで金融機関が手がたくやつていたということの一つの結果であらうと思う。今後この保険制度ができ、金融機関等が相当大胆に貸付をやつたという場合においては、貸し倒れということも当然出て来はしないか。もちろん保険金はあります、りますけれども、場合によると国が、割五分ずつどん／＼保険金を支拂つて行つたために、大蔵省に今度できる保険の特別会計が大穴を明けるということがないでもないと思ふのであります。が、そういう場合に国は初めから損失を覚悟してやつておられるか、あるいは損が出た場合にはどうするか、やはり

りまた元の振出しに返つて國民の税金でしりぬぐいをして行くということになるかどうか、それらの点につきましてひとつ見通しを承りたいと思います。

○首藤政府委員　お説のように今日までの損失が七分ないし九分に終つたといふことは、銀行が相手の選択を相當嚴重にやつた、確かにそういうことが、損害が少かつた理由にもなると思ふのであります。これが今度の制度によりまして相當範圍が狭大いたし、従つて従来では貸し出し得なかつた面に対しましても相當融資たできるようになつた。従つてその面だけ危險が増大する、確かにその通りであります。従つてそういう面を考慮いたしまして七割

五分といふことに一應抑えたのである。まして、今の情勢から見ますれば、この程度であるならば大体赤字を出さずして運営して行けるであらうという一応の構想のもとに立案いたしました次第でありますから、先ほど申し上げましたごとく、実際に運営してみまして、より以上に補償いたしても損失がないという見きわめがつきまするならば、この補償をもつと引上げることゝ可能でありますし、さらにまた損失が非常に多いといふことに相なりますれば、おのずから補償の率を引下げるが、あるいはまた別個の方法でこれを補填するといふ適當な対策を講じなければならぬだらうといふふうに考えておるのであります。

○砂間委員　ちよつと別のことをお伺いいたしますが、この保険制度ができてまして、これまで過去において金融機關が中小企業者に貸し出していた契約、それにこの保険制度を適用すると

いうようなことはできるのですか、できないのですか。

○首藤文府委員　これは限りの自由意

（官廳財政部長）これは銀行の目録で、思ひ通りでございまして、ここではつきりしたお答えはできませんけれども、今日まで貸しておつた金の回収がどうも不安であるから、この際保険に切りかえた方が安全であるというような考え方から、切りかえの面もあるいはできて来るとも考えておるのであります。

○砂間委員　その点は、この法律の制定から申しますと、銀行がそういうふうなやりたいと思えばやつても別にさしつかえない、過去の契約は拒むというようなことはないわけでありませうか。

○首藤政府委員　これはこの法案の精神、また制度から申しますれば、一応こんなことになつておりますけれども、實際問題としてそういうことも行われはせぬかという不安は実は持つておるのであります。しかしながらあくまでもこの法の精神を生かすという観点から、なるべくさような方法に行かないような措置を講じて行きたい、かように考えておるのであります。

○砂岡委員 私は今首藤政務次官の言われる、その前に言われた言葉が、この法案の全魂胆を暴露しておると思う。表面は何のかんのという／＼もつともらしいことを言うてうたつてあますけれども、これは実際の運営にきまして銀行救済である。過去においてこれまで銀行がこの中小企業に貸つけておつた、それが最近のあのドジ政策では政府のオーバー・ローヤ、あれによるところの金融の引締政策によつて相当きゅうくつになつて、一年後には、まあ大丈夫だと思

て貸してやつた債権が最近はどうもとも見込みがなくなるというふうなのに対して、必ずや金融機関がこの保険

契約に入り込んで来て、そうして本来ならば過去の銀行の債権であつて、当然銀行の背負い込みになつて赤字になるものを、この保険に入れば七割五分を國から拂つてもらえるからというので、この保険制度を悪用して来るといふことは、これは悪賢い銀行屋のこと

ですから目に見えて来ると思うので
す。そういうふう利用される点は明
らかに見えておる。そうして今の中小
企業のはんとくに困つてゐる人たちに
は、この資金は實際に何らの恩恵にな
らない。もし国がはんとくに国家的措

失をもある程度覚悟して、この中小企業を社会政策的な見地から打開してやるうといふのであるならば、何も金融機関を介しないで直接国が貸してやつたらいいとは思ふ。あるいは商工中金なんかの機構や制度を改正して、そうして直接貸付できるような制度にした方がはるかに効果的であると思ふ。これは今政務次官が軽率にも本音を吐かれたわけでありますが、そ

いうふうな銀行の救済に実際には悪用されて行くことになるということを深く憂えるものであります。そこに一つ大きな問題があることを私ははつきり申しておきます。

その他まだいろいろこまかな点について申しますが、問題はたくさんあるとうであります。時間の関係もござますので、これくらいにしておきます。總括的に申しまして、日本の中小企業者というものは数においても非常に多いのでありますが、これがまづよく政府の財政経済政策によつて、そ

しわを一人で背負いかぶつたような形になつておるのであります。従つてその根本のあの自由党の亡国政策を改めることなしには、しよせん大した効果は期待できない。この保険制度をつくりまして、ほんとうにのどから手が出るように金がほしい人たちに對しては何ら均等に行かない。政務次官は中小企業の中位の層と言われまして、けれども、これは資本金のざり／＼のところ、ごく上層部の一部分の人たちだけが利用するのであつて、その程度にとどまらなかつた。のみならず過去において銀行が持つておつた不良債権をこれに転嫁して来る、悪用して来まして事實上は銀行救済に利用されるような危険性が非常に多い。そういうふうな点におきまして、この法案はきわめて矛盾撞着しており、不完全きわまるものであるということを強く政府に警告いたしまして、私の質問を一応終了する次第であります。

○中村委員長代理 加藤鐵造君。

○加藤(鐵)委員 先ほど同僚今澄委員からかなり詳細にわたつて質問がありましたので、私はきわめて要点だけを簡略に申し上げて数点質問してみたいのであります。

今までの質疑応答の経過を見ますと、政府においては中小企業の金融の面についての詳細な統計資料がないということが明瞭になりました。一応ここに資料が提出されておりますけれども、これがきわめて大ざつたものでありまして、いろいろ従来の中小企業に對する回収不能率とかいうような、こうした新しい一つの金融制度を設けるに對する必要な資料というものがなく、私には中小企業庁の仕事というものは、やはりそういう詳細なる統計資料をそろえるということが、一つの大きな仕事であると思つてあります。そういう点から中小企業庁は一体何をやつておつたかというふうなことをすう言われると思つてあります。もしそういう点で私の言うことが間違ひでありますしたならば御説明を願ひたいと思つてあります。

そこで私はまず第一に中小企業の範疇についてお伺ひしたい。たしか昨年あたりまでは中小企業は資本金二百万円以下でしたか、従業員が百人以下というふうになつておつたと思ひます。それが経済情勢の変化に応じて、五百万円以下、二百人以下ということに規定されました。この根拠は一体どこにあるかというのを伺ひたいのであります。なぜ私がこういふことをしつてお伺ひするかと申しますと、日本の産業の中で重要な地位を占めておられる、いわゆる中小企業的な性格のもの、まだこれ以上の面にあると私は思つてあります。たとえば資本金五百万円以上一千万円以下、あるいは従業員三百人以上の中にも、今日一般市中銀行からあまり相手にされないところの企業が相当あると思つて、そういう程度の中小企業者が、やはり今日の日本の産業の再建の上に相当重要な地位を占めておられるのであります。そういう点をどういうふうにお考えになつて、今日五百万円以下、二百人以下と規定されたかというこの基本的な問題を一応お伺ひしたいと思ひます。

○小笠原政府委員 簡單にお答えいたします。中小企業の範囲いかに。概念的に中小企業というものをどこでわけるか、大企業に對してどこでわけるか、

こういう点であります。大企業が何であるかというのをまず規定して行つた方が早いのではないかと思つてあります。従来の用語に従ひますと、中小企業とは現在の経済体制下におきまして、資本力の弱いもの、資本の圧力を受けるものを稱して中小企業と言われているのであります。純粹の経済關係から規定いたしますと、そういうふうな機能的な面から規定することが普通であらうと思つてあります。しかしながら実際の政策をやる場合に、現実の仕事をするときにおきまして、そういうことではわからないのであります。業種によりまして非常に違つて来ると思つてあります。たとえば人数で考えましても、石炭鑛業とつてみますとおわかりのように、わずかの大会社によりまして日本の四千万トンの八五％ぐらいの生産がされておるのであります。数百の会社が一割五分の生産しかしてないというものが現状であります。この数百の石炭企業が現狀であります。この数百の石炭企業を使つておることも事実であります。しかし一方極端になりますと、いわゆる木くをくつておる工場を見ますと、二十人といふ相当大きな工場になりますので、多くは四、五人ぐらいの程度でやつておるのであります。これが一つの例であるのであります。そういうふうな事情であります。いわゆる業種によりまして違つて来るのであります。それ／＼の業態における關係で大中小企業はわかれて来る、わけのべきであると思つてあります。この政策の効果をどの層に及ぼすう、どの層に重点を置くかというよ

うな点から、便宜来ておるのであります。この前の見返り資金におきまして、三百万円、かつ従業員二百人以下というふうなことは、見返り資金の幅、額その他を考慮せまして、これらの資金をどういう層に流そうかというふうな考え方からあつたものであります。また今回いわゆる出資金五百万円、かつ従業員だけで二百人、いわゆるいづれでもよいのであります。そういう線で押えたのは、この制度をできるだけ広く利用し得る道を開いて行きたい、こういうふうな趣旨で実は考えたのであります。この五百万円、それから二百人というふうな線が、はつきり日本の中小企業の線を示しておるものとは、実は思ひぬのであります。便宜その線で押えて、この制度を運用して行きたい、こういうふうな趣旨で考えたのであります。お話を何千万円でも中小企業と言ひ得るものがあることは十分わかるのであります。今言つたような一般的に各企業を通じて考える場合に、便宜こういう線をきめたのであります。

○加藤(鐵)委員 どうも私は政府のおやりになること一切が腰だめ式であつて、科学的な根拠に基いてやつて行くという点が非常に薄いのです。今の御説明を聞いてもわかる通り、中小企業と人だけできまらなないことは、資本と人数だけではきまらなないことはいまでもないであります。企業の実態、設備能力というものが、当然勘案されなければならぬわけでございます。腰だめ式の最たるものは、七五％の保険金あるいは三％の保険料率というふうなものが、先ほどの御説明を聞いてもはなはだ科学的な根拠に基かな

い。一ぺんやつてみて悪かつたらかえより、まあ一番安全なところでやつて行こうというお考えのようでございませうが、私はその点でも、どうも安全第一主義をとればその効果が非常に少くなるというところ、従つてものと科学的な根拠を持つてこの制度を実施していただきたいということである。そこで中小企業の範疇について考えてみましても、今小笠原官がおつしやつたように、單に便宜的に五百万円以下、二百人以下ときめないで、一応こういうわくを設けてもよろしいが、企業の実態についても一つの規定を設けることは、必ずしも至難ではないというふうにお考えになりますか。

○小笠原政府委員 その点各業種の實態に即して、中小企業と大企業の區別を一応つけることも可能だろうと思ひます。ただ規定が非常に複雑になるといふ問題と、その業種別の線の引き方について、常識から考えましても、各人によつて意見がなか／＼とまゝになりますのであります。そういうふうな事情がありますので、いわゆる各業種を通じて、便宜一本にした点で、便宜主義だとおしかりになりますのは、私はその通りだと思つてあります。やむを得ないと思つてあります。順次それを細分して、もう少し具体的にしてい行かうに持つて行きたいという氣持は持つております。

○加藤(鐵)委員 小笠原官のおつしやることはよくわかるので、あまり追究してもしかたがないと思ひますが、私は少くとも法の運営の上において、そういう点まで深く掘り下げてやらないうと効果が薄いと思ふ。今申し上げたよう

であると思ひますので、やはり今日の金融機関の商業偏重主義に對して、ある程度の制約を加える方法がとられなければならぬ。生産事業にある程度の重点が置かれなければならぬ。私は商業を否定するわけではございません。しかしながら金融機関が商業偏重主義をとつておられます今日におきましては、そういう方法が当然とられなければならぬと思ひます。その点は特に御留意を願ひたいと思ひます。

それから、まだ私の精説が足りないからと思ひますが、保險事故發生の時期はいつであるか。貸出し期限の切れた日が發生の時期で、そのときに保險金を拂われるのか、あるいはそれがら一定の期間が置かれるかどうかということでありま。

○首藤政府委員 回收不能という事態が起つて、六箇月目に保險支拂の責任が生じて来ることになるのであります。

○加藤(健)委員 先ほども質問があつたかと思ひますが、政府の補償はないのかどうか。これもやつてみた結果だとおつしやるかもしませんが、政府の補償、いわゆる政府がある程度負担するということをご予定しておられるかどうか、これをひとつ伺ひます。

○首藤政府委員 先ほどもこの点については御答弁いたしましたのであります。百分の三の保險料によつて大體收支償ふであらうという構想を持つておられるのであります。この保險料によつて赤字が出るということになりますれば、その場合保險料を引上げるかあるいはまた政府がある程度補償するか、いずれかの方法をそのときに考究したい、かように考えております。

○加藤(健)委員 そのときに考えるというやり方は、どうも少しずるいやり方だと思ひますけれども、今はそういう方針であるならこれ以上申しませぬ。

次に、一體政府のやりまする手続というものは非常に長くかかる。見返り資金でも實際貸出しを受けるために長期を要しますが、その点について、大體申し込んでのくらしいで事務的に完了するかという点についての見通しをはつきり伺ひたい。

○首藤政府委員 政府資金につきましては、お説のように非常に時間がかかるのであります。これはいろいろのなれない調査等に相当時間がかかつておるのでありますけれども、今度は金融を業としております銀行が直接融資することになりますので、従来の融資とは特に格段の相違がある。しからばここで何日間に融資するということとは申し上げかねるのであります。少くとも今日の政府資金を融資する場合の時間に比較しまして、格段に短縮されるであらうということだけは、はつきり申し上げていいたいと考えております。

○加藤(健)委員 一般金融機関がやるのだから短期にやるとおつしやいますけれども、見返り資金の貸出しの場合に、一般市中銀行が調査して日銀に送る期間が大体四箇月以上かかる。それで結局において、貸出しの通知を受けるのが早くて八箇月、あるいは二年かかる。それより多少早いぐらひであれば、實際には私は間に合ふぬと思ひます。あわせてお伺ひしたいことは、これは小笠長官もおられますからお伺ひした

いのですが、見返り資金はなぜそんなにかかるかという点です。——小笠長官はどうかされましたか。

○小金委員長 今大蔵委員会に行きました。

○加藤(健)委員 それでは次官でけつこうですが、事務的なことはあとで聞きたい。これはいろいろ事務的なこまかい問題があるかと思ひます。私はそういう点を突はこまかく考えたいと思ひます。場合によつては大蔵省方面からも聞きたいと思つておりましたが、一体これはどういふふうにお考えになるか、これからわずかに短かくなるといふな程度では實際に間に合ふぬと思ひますが、一体どういふ事情でこつこつうにかかるとお聞きしたいと思ひます。

○水間説明員 見返り資金の貸出しについて非常に手間取つておるといふ仰せでございますが、現在のところ多少手間取つております。これは月一億円の資金に対して申込みが非常に多ございまして、今までは見返り資金自体は、手続を非常に簡素にしまして、個々の件数は大蔵省と總司令部の方に提出せず、日銀限りで審査を済ませてやればよいということにしておつたのであります。それで一月からスタート以来、非常に手続が簡素なところと、月一億円の貸出しについては銀行が申込みで日銀に書類を提出すれば、早いものは二週間、長くても一月以内くらいに貸出しが済んでおつたのであります。ところが七月、八月以降になりまして申込みが非常にふえて来た。しかし融資のわくは月一億しかないので、一応日銀としても相当厳選しなければならぬというかつこうにな

りましたために、長く手間取つておつたのでござい。ところが十一月以降見返り資金が三倍に拡大されましたので、今までたつておつたものはける、従つて今度は貸出し自体も早くなるという見通しを持つております。

○加藤(健)委員 これで打ち切ります。今十一月以降見返り資金のわくが広がつたとおつしやつたが、最近新聞で見たところによりますと、それがまた逆もどつたようでありま。その点だけだけの拡大が確定しておるか、また確定しただけは必ず貸し出されるかどうかという点をお伺ひいたしします。

○首藤政府委員 十一月から一、四半期九億に拡大されました、そのままだつておりました、まだ一つも減額されなつておることに相なつておりません。ただ最近一箇月一億四の場合には非常に申込みが多ございまして、貸出しを厳選しなければならぬというやうなことから今加藤君にお答へしたのであります。今度三倍になりますと、逆に融資の額が非常に過剰を示して現在のところまだ相当額残つておるといふやうなことになるのであります。しかしながら最近新聞でさういふ事情もいろいろの面でも発表されておりますので、年末までには相当申込みがあるであらう、従つて大體年末まではこの九億全部融資できるであらうというやうな考えを持つておるのであります。

○加藤(健)委員 申込みが少いということ、今申しましたやうに、やはり非常に長期を要するからだと思ひます。その点はひとつ敏速にやるやうに通商省側からも督促を願ひたいと思ひます。

そこで最後に一つ聞いておきたいことは、信用保証協会の制度の問題であります。これは地方によつては非常に効果をあげておる。しかし成文化されることは政府は反対らしい。なぜ反対か、これをやる意思があるのかどうかという点を最後に一点伺ひまして私の質問を打ち切ります。

○首藤政府委員 決して反対というわけではないのであります。いろいろ検討しなければならぬ点もあつたので、現在慎重に検討いたしておりました、近くその結論を得たいと考えております。

○小金委員長 田代さん、あなたは補充的にやられますか。

○田代委員 私は申込んであるのですから、補充も何もない、はつきりした質問をいたします。

○田代委員 私はさう言われると審議のやり方につきましては一言せざるを得ないのであります。同僚の加藤委員も非常にせかされて、質問したいこともできないというやうな形です。われわれとしても非常にせかれまして、何分で問題を打ち切るかということをお言ひます。はなはだ心外にたえない、不愉快になるのであります。われわれはなぜこつこつ重要な法案を短期間にあげるやうに持つて行つたかというのをよく前に、なぜ與黨は政府並びに法案の提案者に対してはつきり抗議を申し込まないのかということとを言ひたい。もう第十國會はさう差迫つておるのであります。國會の初めにおきましては実にだら／＼い／＼も時間をかけて、しかも常に與黨側は腹一ぱい質問をして、われ／＼に質問が

まわるときにはいつもせかされる。われわれから興業側に早く切り上げてやってくれと言ったようなことは一回もないのであります。われ／＼国民の代表といまして、十分の審議をしななければならぬ、その権限をわれ／＼からとつてしまつて、われ／＼に一切責任をぶつかけられるようなことは今後絶対にやめていただきたいということをお告すると同時に、委員長といたしまして、その点は特に注意してやつていただきたいことをまず要望いたします。單にこの法案だけではないのであります。

○興業は何人いると思うか。十分時間は與えてあるぞ」と呼ぶ者あり

○小金委員長 お静かに願います。

○田代委員 政府側に質問いたしますが、現在ドッジ・ラインを堅持されまして金融は全面的に逼迫いたしました。またそれが中小企業の方にしわ寄せされつたところがある。こういうきりした事実でありまして、こういう事態の中におきまして、中小企業に対する融資のわくといふものは一年間百四十四億といふことになつております。もちろんこれも銀行側の腹次第で動くことになると思ふのであります。が、実際にこの百四十四億という額が十分出されるという見通しをお持ちであるかどうか。

○首藤政府委員 この法案は十二月十五日から発足いたしました。来年の三月までに三十六億、さらに明年度中に百四十四億、合計百八十億を予定いたしておるのであります。午前中にもたび／＼申しましたごとく、七割五分の補償があるということによつて十二

分に貸出しが行えるであらうというふうに考へておるのであります。

○田代委員 もしそれが行われない場合におきましては、政府として予定額までは貸し出すべしというやうな何か強制力でも持つておられるのですか。

○首藤政府委員 強制力は持つておりませんけれども、今度の貸出しに對しましては、銀行の中小企業に融資をした過去の実績並びに銀行の希望等をしんじやくいたしまして、各銀行の一応のわくをつくりたい、かように考へておるのであります。従つてもしそのわくが決定したにもかかわらず、その銀行がその限度まで貸し出さないやうなことになるやうな、それ／＼公表されまゝです。おのずから銀行に對する批判も起つて来る。さらにまた一面に

おいては不安のない措置が講ぜられておるといふ両方の面から考へまして、十二分に百八十億の融資が行えるであらうという考へ方を持つておるのであります。

○田代委員 この中小企業は日本の産業機構の中で圧倒的な比重を占めておりました。これを十分に發展させ、また救済するためには、外国貿易が決定的な意味を持つておるわけでありまして、昨日通産省令によりまして中共との貿易が禁止になつた。こうなりますと、當然日本の中小企業にとりまして、重要な影響を及ぼすと思ふのであります。これに對する見通しはどうでありますでしょうか。

○首藤政府委員 朝鮮事變の進展から昨日省令をもつて中共方面に關する輸出に對しましてある程度の制約を加へたのであります。従つて輸出契約をしております輸出業者は相當影響を受

けるであらうと思ひますけれども、今日の事情を見ますと、すでに中共貿易に對しましては政治的にある程度の不安がありまして、輸出業者は全部輸出保険に加入しておるのであります。現在の契約高と保険金の總額を見ますと、大体同じ程度の保険がかつておる、むしろ契約高よりも保険が多というやうな事実がありますので、さやうな被害はないと考へております。

○田代委員 輸出の方についてはさういふことを一応答弁されるのでありますが、輸入困難というやうな決定的な問題になりました場合の、輸入困難から来る中小企業の赤字状態といふことについて特に聞きたいのであります。

○首藤政府委員 御説のごとく輸出を制約いたしますれば、反對に輸入の方にも制約を受けるであらうという考へ方を持つておるのであります。従つて今日まで中共から何が入輸入されておるか。またそれが他のいづれの国によつて補填されるかといふ点も慎重に検討しておるのであります。大体に對して他の方面において輸入買付ができると考へております。

○田代委員 先ほど首藤次官の御説明によりまして、大体中小企業家の中で金融面で一番苦しんでおるのはその中小の中位の程度であるといふことをはつきり申されましたが、大体それはどういふ資料によつておつしやるのか。われ／＼が大体つかんでおるものではない、一番苦しんでおるのはむしろ小企業である。これはもう税金關係から申ししても、実際の金融面から申ししても、むしろ破綻する状態に

苦しんでおるのであります。その点私たちの見解と、政府の見解に非常に開きがあるように存じますので、中位の企業が一番金融面で苦しんでおるといふ、そのはつきりした材料を示していただきたい。

○首藤政府委員 これは小企業、中企業という限界点が明確でありせんか。あなたのような小企業はどういふ範疇であるか、また私の申し上げる中企業はどういふ範疇であるかといふことを明確にしなければ決定しないと思ふのであります。が、實際問題として科学的に解決することは困難であります。ただ私が中企業と申し上げたのは、一応中小企業の中で銀行取引のあるもの、さうしてこの法案にありますがやうな資本、あるいは従業員の数という程度のものが中小企業の中に位するものではないかといふ見解を持つておるのであります。従つてさういふ面の金融が他の階層よりも非常に苦しいという見解を持つておるのであります。むしろこの銀行取引のない零細な方面も、より以上の深刻な金融に苦しんでおるといふことは、はつきりしておりますけれども、いやくも中小企業として金融いたしました以上は、少くとも銀行取引がないはなればならぬ。もし銀行取引がないうらに面しては、先

ほども申し上げましたごとく、協同組合をつくるか、あるいはまた信用組合を利用するか、無盡とか適當な金融方面において融資しなければならぬのではないかと考へておるのであります。

○田代委員 協同組合その他の機関による融資の問題は、先ほど政府側も申されましたように、この問題とは關連

ないというわけではございませんけれども、直接關係ないのであります。こういう法案をつくるためには今次官の御説明によりまして、大体従業員としては二百人見当、あるいは五百万円から三百万円見当といふのが中のクラスになつておるやうに考へますけれども、私たちが見て、實際に困つておりますのは、従業員が三十人とか、五十人とか七十人とか、また資本が百五十万円、あるいは百四十万円というクラスの人が圧倒的に多い、また日本の産業のためにも十分貢獻をいたしておりました、一番苦しんでおるのであります。さういふ小企業者に対してこれが現実的になさるべきではないかといふ点が私の一番心配になる点であります。先ほど砂間君もそれから他の同僚委員も質問いたしましたように、實際において五百万円以下といふことには、信用の面からいひまして、その他金融の面からいひましても、當然これは上層部に融資することは経済界の常識であります。先ほど長官は上に片寄るといふことはいふとおつしやいたしましたけれども、それは單に形式論でありまして、實際上における金融融資の問題、あるいはこれがどう動くかといふ経済の實體から申しますならば、上に片寄ることは當然の事実であります。さういふ点でなければつきり政府に所信をお聞きしたいのは、さういふやうなほんとうに税金地獄に苦しみ、従業員三十人、五十人、七十人くらい持つてやつておるやうな企業家のために、つまり小企業のために信用保險をするといふやうな意圖をお持ちにならないかどうかといふ点をお伺ひいた

します。

○首藤政府委員 今の御説のような段階の方を最も対象としておるのであります。要するに限度を五百万円と定め、おるわけでありまして、それ以下は幾らでもいいのであります。また個人でもけっこうであるという法案をつくつてありますのは、まづたく今のお話のような趣旨に呼応いたしまして、そういう中小の人を対象にいたしたいという考え方で進んでおるのでありますから、決してこの法案が御説のような面に融資されないという事はないのであります。

○田代委員 ないのであるというの、形式上の問題でありまして、実情としてはそういうクラスに対しては金はまわつて行つてはおりません。行きまして、非常に少いのであります。そこには形式上の問題と、実際上どうなつておるかという問題を解決しなければ、政治の実地に触れていないといふことを言うのであります。政府側の意見を聞いておりますと、明治初年時代の経済的な感覚で話をされて、そのような感じがいたすのであります。それでは話にならないようでありますから、これで打ち切ります。

○小金委員長 以上をもちまして中小企業信用保険法案に対する質問は全部終了いたしました。

引続き討論に入ります。討論は通告順に従つて順次これを許します。南好雄君。

○南委員 ただいま議題と相なりました中小企業信用保険法案につき私は自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

申すまでもなく、わが国中小企業は

農村と相並んでわが国経済の一つの弱

点とも言われております。ことに、わが国資本主義発展の特殊事情に關連して發展して参つたのであります。すなわちかかる中小企業が今なお各産業に広汎に存在いたしております現象は、日本以外の諸外国におきましてもしばしば散見せられるのであります。わが国におきましては技術的の優秀性、あるいはわが国生産態様の一つの適正規模として、大企業とともに競合的に存在いたしまして、大企業または大商業への下請として存在しております点が著しい特徴と相なつておるのであります。かかる現象は、わが国資本主義発展の特殊事情と、それに基づく資本蓄積の不足及び国内市場の狭隘に基因いたすのであります。これが強靱な中小企業を存続せしめて、大企業に対する補充的な役割を担當しておりますこと、皆御承知の通りであります。かかる見地からいたしますとき、戦争直後の二、三年間のある中小企業状況も、その裏を返せば、実質を伴わない、いわば偶発的な事例にすぎなかつたことであることも御承知の通りであります。従いまして、その間いろいろととられて参りました諸施策の内容は、まことに貧弱であつたと申すことが出来るのであります。いわゆる財閥解体、独占禁止、集中排除等、一連の経済民主化方策の推進によりまして、中小企業の威力が台頭いたしましたことも、皆御承知の通りであります。し、経済界の秩序が漸次立て直りますとともに、また、中小企業がここに再び本来固有に持つております欠陥を露呈して参つたことも、御承知の通りであります。かく見ますと、経営の合理化、

技術の向上指導、もろ／＼の諸対策が講ぜられなかつたのでありますけれども、何といたしまして、中小企業者の最も困つておりましたのは、いわゆる大企業に比較いたしまして、金融上の大きなハンディキャップを持つておつたといふことであります。申すまでもなく、彼らの金融は小さないわゆる小口金融でありまして、信用、担保力ともに薄弱でありまして、ことに長期金融と相なりますと、金融機関は、これから経済変動に対する抵抗力の脆弱な中小企業に対する貸出しは、いやおうなしに躊躇せざるを得ないようになつておるのであります。このことは、せつ／＼芽生えかけて参りました中小企業の合理化を妨げ、輸出の伸長を阻害する大きな原因となつておつたのであります。わが自由党が、この点につきましてつとに心配をいたしまして、昨年特別委員会を設置いたしまして、鋭意これが対策を研究し來つたのであります。そして本法案の骨子ともなるべきある案を得まして、政府に早急実施方を要求して参つたのであります。が、ようやく今日、この中小企業信用保険法の制定を見るに至りましたことは、まことにわが意を得たりとの感が深いのであります。

本法案につきましては、中小企業者の範囲、あるいは貸出し金額の点、あるいは貸出し手続、その他まだ十分と申されない点が多いのでありますけれども、わが国財政との均衡を考へますと、漸を追うて進むという意味合いにおきまして、心から賛成の意を表するものであります。願くは関係当局者はもとよりのこと、商工中央金庫及び金融機関の各位は、高き道義感と、祖

國復興の意氣を持たれて、苦難にあえぐ全国中小商工業者の人々に、満

脆の御支援を賜わらんことを、これらの人々にかつて切にお願いいたす次第であります。以上をもちまして簡單であります。私の賛成の意見といひます。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 ただいま議題と相なりました中小企業信用保険法案につきまして、私は一、二の要望をいたしまして、国民民主党を代表して賛成の意を表するものであります。

があるものであります。国民各階層のう

ち、農民と相並びまして、最も思想の穩健にして堅固なる中小商工業者をして、かつてありしごとくに、不況の深淵に陥らしたならば、経済界はいうに及ばず、思想界、政治上におきましても、まことにゆゆしき憂心事を惹起いたすことと想像せざるを得ないのであります。

このときあたりまして、本法律案の出現いたしましたことは、九牛の一毛とは申しながら、まことに時宜を得たものと思つております。ただ本法律案の實際上の運用面でありまして、官設の商工中金等におきまして、はたしてよくこの法案が期待すること、迅速簡易な營業の運営ができるか、いな、私どもははなはだ心もとないものであります。従来までの経験から申しまして、今後もそうだと申すのではありませんが、あの人間的機構、あの熱情のないやり方、支店、出張網の貧弱、資力の貧弱から申しまして、さらに一般金融機関に対する迫力という点から申しまして、はなはだしく見劣りがするやうな感じがいたすのでござります。私はいたすにこのけつこうな法律案にけちをつける意味合いは毛頭持つておるわけではございませぬが、本法律案の實際の効果が、机上の計算の通りに成功できるかどうかは、すこぶる疑問なのであります。おそれくこれをおつくりになつた中小企業の方々自身、大して効果のあるものとは思つておられないやうな気がいたすのであります。かくのごとき重大なる法案を、ことに会期も切迫してから提案されたために、十分なる審議ができ

なかつたことは、まことに遺憾とする次第であります。当局の十分の反省を促して、今後かかることを繰り返さないように、強い要望をいたすものであります。

またこの金融機関が、二十五年年度において三十六億、年間約百四十四億の貸出しが実施に可能なよう、十分なる責任を持つて、これに善処せられんことを要望するものであります。

要するに、いわゆるないよりましである——ベター・ゼン・ナッシングという意味合いにおいて、私は賛成の意を表する次第であります。

○小金委員長 次は今澤勇君。

○今澤委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法律案に数点の嚴重なる條件を付して賛意を表するものであります。

終戦後およそ時代の合言葉となつたもののうち、最もめざましく、しかし最もふじめであつたものは中小企業振興対策という題目であります。自由主義経済と中小企業振興、この二つの言葉の並立こそは、まさにナンセンスであり、その矛盾撞着に目をおおい、声を大にして中小商工業者の振興を叫ぶことは、根本的対策ではなくして、表面糊塗の欺瞞策でしかあり得ない。政府の標榜する自由主義経済社会において、その最高の指導理念は、冷酷な経営経済であり、その根底を流れるものは、一切のヒューマニズムを否定した厳格なる原価計算であります。自由の美名にかくれた資本力のあくなき跳梁をはしりまにする素朴な自由主義経済の進行を放任しては、底のない桶で中小業者を救うに似ているものといわなければならない。中小商工業

者の大群は、国家の思想基盤の安定帯であり、中小企業が振興されれば、現在各地に頻発する職業安定所騒擾事件等々の社会不安現象は解決する。この中小企業の本質的な問題を、区々たる法案の末節にその運命を託して、事成れるがごとき感を持つてゐる政府の態度そのものは、まことに時代感覚の喪失といわなければならないのであります。今や全国の中小商工業者は、特需景氣に見放され、租税の重圧にあへず、家産倒壊相次いでいる状態であり、これに対する中小企業金融の対策としては、一つは国家機関による貸出しと、一つは国家機関による危険保障が考えられるのであるが、根底から中小企業振興の態度をとつてゐる現政府が、本法案を提出したことは、まさに鬼の念仏か、資本家代表としては不本意なことながら、社会輿論にこたえた貧弱な良心の一片なりといわなければならない。よつて本法には左のごとき欠陥を包含してゐるので、今後それが修正と、あわせて根本的中小企業対策の一環として、本法の活用を要望するものであります。

一、本法運用の責任官庁たる中小業庁の拡充強化を必要とする事態であるにもかかわらず、これを内局にいたすがごとき現政府の誤謬を是正すること。

一、預金部資金運用の、中小企業融資の転換と、商工中金、国民金融公庫への活用。

一、代行機関たる商工中金の機構組織の改革と、改正法案の来る通常国会への提出。

一、第四條第一項の規定に根保証の制度を採用すること。

一、保険料率の引下げ、三分はその負担過大であるから、将来実情に応じ、これを二分程度まで引下げる努力をいたすということ。

一、銀行の貸出し、資金源の確保と金額保証への道を開くこと。

一、運営上零細中小業者の活用できる特別措置を講ずるとともに、銀行救済に陥らざるよう、その目的があくまで中小業者救済に徹すること。

一、国民金融公庫のごとき経営資本を通産省の傘下に収め、これを拡大強化して、商工中金と並び中小金融の整備をはかる。

以上の諸点の実現は、ひとえに大蔵、通産両大臣の政治力とその見識にかかるといふべきであります。統制経済のわくは逐次撤廃され、おまけに通商事務は外務省系統の役人に壟断せられ、行政整理と内閣の機構改革の重圧は、まず通産省に集中するものであるとわれわれは思ひます。わが国産業の責任官庁であり、しかも中小企業救済の直接担当者たる通産省が、自己の金融金庫を一つも持つておらない現状であり、しかも情熱ある大臣も就任しておらない。その前途はまことに憂うべきものがございします。現内閣の歴代の通産大臣は何らなすところございしません。本日の通産大臣の答弁も、相談してしかるべく、という一点張りであつたことは御承知の通りである。中小企業救済に対する現通産省責任者の猛省を促し、以上の諸條件を付して本法律案に賛成するものでございします。

○小金委員長 次は砂間一良君。

○砂間委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。と申しますのは、何も今日

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

はありますけれども、とにかくこういう政府の全経済政策が、今日の中小企業の困難をもたらし来たといふことは疑う余地のないところであります。そういうふうな政府の根本政策を改めずして、ただごまかしの糊塗的にこいういふ保障制度をつくりまして、真の中小企業の救済あるいは振興は今後どうしていふべきでない。この法案は徹頭徹尾ごまかしである。なるほど五百万円以下の資本金、それから従業員二百人以下の工場といふことを言つておられますが、この中に含まれるものは圧倒的に多いのであります。たとえば工場数について申しますと、全日本の工場数の九八％を今言つた範疇で占めてゐる。従業員数から見ても六一％、全生産額の六〇％を占めておるのであります。日本の産業経済の大部分を占めてゐるのであります。ところがこれまで金融機関と何らかの關係を持つて、その融資を受けてゐるのは、その上層のごく一部分にすぎません。先ほどの政府委員の答弁によりますと、まあその半分くらいは何かの意図において銀行と關係があつた。そして相當の部分は融資を受けていたといふ非常に甘い樂觀的な御答弁をなすつておりましたけれども、しかし事實はそれとははるかに違つております。たとえば中小企業庁の昭和二十三年の十二月の調査によりますと、金融機関に対して借入れ申込みをしたものは、調査対象数のわずか二八％にすぎない、七二％は銀行へ金を借りに行つておられない。行つても銀行が相手にしてくれないといふので、全然金融機関から見放されてゐる。そういう事態になつておるのであります。また金融機関

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

の中小企業を見殺しにしてよいという趣旨からではございません。ただ本法案が、中小企業の振興とか救済という羊頭を掲げまして、実は何らその救済の実を上げるようなものでない、そういう狼肉を売るところの、ごまかしのインチキの法案であるという点から反対しておるのであります。最近におきまして、日本の中小企業が比較的順調に行つたのは、終戦直後のほんの一、二年でありまして、すでに二十二年ごろからは中小企業の危機というものが叫ばれて来ておつたのであります。それがますます深刻になつて来た。このことは単に金融の行き詰まりとか何とかいうことだけではございせん。何と申すか、歴代政府の財政経済政策に根本があると思ふのであります。一、二の例を申し上げますと、たとえば政府の財政経済政策に基づくものといたしましては、傾斜生産及び傾斜金融方式並びに融資規則による大企業偏重と中小企業軽視、それから中小企業に対する基本対策の欠如、ドッジ方式安定政策施行による一般的不況の中小企業へのしわ寄せ、増税及び徴税の強行、政府の支拂い遅延。また海外経済事情の変化によるものとしましては、国際市場の変動とか、ポンド切下げの影響、買値易、いろ／＼ありますが、特に最近におきましては、日本に最も接近してゐる最大の隣国であるところの中国に対して、貿易を禁止するといふようなめちやくちやな措置をとつてゐる。こういうことがやはり日本の中小企業に非常に大きな影響を與えております。また金融機構制度の欠陥であるとか、あるいは中小企業自体にもいろ／＼受入れ態勢の不備といふような点で、欠陥

に金の融通を申し込みましたも、その融資を受けたものは七、八割でありまして、二割程度は申込みしても受けられないという状態になっております。従つて十万近くの中小企業の経営の圧倒的部分は金融機関に見放されて、ごくその上層の一部分しか金融機関とのつながりを持つておりません。従つて今度のような保険制度をつくりまして、やはり銀行は二割五分の危険を負担しなければならぬというところから、比較的経営規模の大きな、そして設備のしつかりした、担保力の、対人信用のあるものしか事実においては恩恵に浴することができないと思つてゐます。従つて今一番困つてゐるところの中小企業の圧倒的部分というものは、特にこの従業員数四、五十人以下とか、あるいは資本金百万円以下とか五十万円以下とかいうところのものは、まったくこの保険制度から見放されてゐるということが言えると思つてゐます。また他方におきまして、この法案はしよせん金融機関の救済になる、これは政府委員の答弁によりまして、過去に金融機関が貸し出したものであつても金融機関の自由意思によつてこの保険に加入することができるといふお話でありましたが、こういう逃げ道が講ぜられてゐる以上は、この金融機関が過去に貸し出したもので成績の悪いもの、貸し倒れになるものに限つて申し込み、そうしてその損失を国家に背負わせるという危険性がきわめて多いのであります。表面上は今一番金融に逼迫してゐる中小企業の救済といふふうに見せかけておいて、事實は中小企業のうちでもごく上層の一部分だけを救つてやる、そうしてその反面にお

いては金融機関の中小企業に対する貸し倒れを国家がしりぬぐいやる、こういうことになるのでありまして、この特別会計の将来は必ずや大きな赤字になつて、やがてまた国民にあの重い税金の中からしりぬぐいさせるといふ事態が起りはしないかということも案ぜられるわけでありまして。

以上申し上げました理由によりまして、本法案は徹頭徹尾見せかけのインチキ法案であり、ほんとうの中小企業の振興救済にはならないという点からいたしまして、私は反対する次第であります。

○小金委員長 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決いたします。本案に御賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○小金委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ここで委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書作成の件については、従前の例に従ひまして委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めまして、そのようにとりはからいます。ここでしばらく休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

中小企業信用保険法案に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月二十五日印刷

昭和二十五年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所